

大柱1 子育て支援の推進

中柱1 教育・保育環境の向上

1	1－(1)－ア	教育・保育施設等の働く環境の充実		
教育・保育施設等で働く職員が安心して子どもと向き合えるとともに、自身の子育ても両立できるような環境を整える取り組みを進めます。 ・国の職員配置基準を上回る配置基準の維持 ・保育士等に対する処遇改善の実施 ・教育・保育施設等職員の保育所等への優先入所 等				
R2策定時担当課	幼保児童施設課、保育課、教育指導課	対象年齢	支援者	
R5担当課	子育て支援課、教育指導課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・本市は中核市であるため、児童福祉施設に関する独自の基準条例を定めており、保育所等において国の年齢別配置基準より手厚い人員配置を求めている。また、国の処遇改善等加算Ⅱに上乗せして、経験年数7年以上の保育士等全員に対する月額4万円の処遇改善を目的とした、横須賀市独自の取り組みを行っており、令和4年度は制度を拡充し、栄養士及び調理員も対象とした。 令和4年度対象者数 保育士等 161人 栄養士・調理員 36人 ・国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)により令和4年2月に開始した保育等の収入を3%程度(月額9,000円)引き上げる処遇改善臨時特例事業を令和4年9月まで継続した。令和4年10月以降は、国の公定価格において処遇改善等加算Ⅲが新設され、収入を3%程度引き上げる措置が継続された。		引き続き、国の配置基準を上回る保育士等の配置基準を維持すると共に、保育士等に関する処遇改善を実施していく。		子育て支援課
・国の職員配置基準を上回る配置の維持 ・保育士等の処遇改善加算の条件であるキャリアアップ研修を開催した。 ・入園審査の際、教育・保育施設等で保育士、幼稚園教諭、保育教諭に従事している利用申込者に加点をし優先入所に配慮した。		・職員が安心して子どもと向き合えるよう、環境を整える取り組みを進めていく。 ・入園審査の際、教育・保育施設等で保育士、幼稚園教諭、保育教諭に従事している利用申込者に加点をし優先入所に配慮する。 ・保育士等の処遇改善加算の条件であるキャリアアップ研修を開催していく。		
36人以上の学級を対象に小学校4年生における少人数学級指導の加配教員を配置した。		令和4年度をもって本事業は終了し、今後は国策により令和7年度までに全ての学年で少人数学級指導が実現する見通しである。		教育指導課

2	1－(1)－イ	幼稚園教諭、保育士等の資質向上・人材確保		
教育・保育施設等で働く職員の資質向上を図るため、様々な研修や講習会等を実施します。 また、保育の担い手となる保育人材を確保するための取り組みを進めます。 ・就職セミナー、相談会の実施(市、横須賀市私立幼稚園協会、横須賀市保育会等の共同開催) ・幼稚園教諭、保育士等を対象としたキャリアアップ研修の実施 ・子育て支援員研修の実施 ・保育士・保育所支援センターの運営 等				
R2策定時担当課	保育課、教育指導課		対象年齢	支援者
R5担当課	子育て支援課、教育指導課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
・就職セミナー・相談会(学生、潜在保育士向け) 7月23日(土)実施、参加者41名、ブース出展39園(学生) 10月22日(土)実施、参加者3名、ブース出展12園(潜在) ・キャリアアップ研修(乳児保育) 令和5年1月21日、26日、30日で開催 56名の申し込み、修了者42名 ・子育て支援員研修 修了者 75名 ・保育士・保育所支援センター登録者 市内就職 4件 ・こども施設従事者向け研修(健康安全)2回実施 98施設 参加者 279名			・就職セミナー・相談会 (学生向け)7月1日、(潜在)10月7日 ・キャリアアップ研修の回数を年2回開催に拡充し実施予定 ・こども施設従事者向け研修を2回実施予定 ・子育て支援研修開催予定 ・保育士・保育所支援センター出張相談会開催予定	子育て支援課
・研修等の経費の一部として、私立幼稚園・認定こども園協会に補助金を交付した。 ・幼稚園、保育所、認定こども園の保育士や教諭を対象とした研修講座を、開催した。 令和4年8月22日実施、各園より35名参加			・研修等の経費の一部として、私立幼稚園・認定こども園協会に補助金を交付する。 ・幼稚園、保育所、認定こども園の保育士や教諭を対象とした研修講座を実施する。	教育指導課

3	1－(1)－ウ	幼児教育の推進		
幼児教育の質の向上に向けて、各種助成を行います。 ・教材費購入費補助 等				
R2策定時担当課	幼保児童施設課		対象年齢	3歳～就学前、支援者
R5担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・教材等購入費等補助(均等割) 37園／37園 (園児割) 4,658人 ・障害児等教育費補助 27人 令和4年度から制度を拡充し、療育プログラムの対象児童も補助対象とした。 ・私立幼稚園・認定こども園協会研修費補助。		引き続き、補助制度を継続していく。		子育て支援課

4	1－(1)－エ	就学前教育・保育と小学校教育の連携		
就学前の子どもがスムーズに小学校での生活に移行できるよう幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携を図ります。 ・各幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校による情報交換会の開催 ・近隣小学校との給食体験や防災訓練等を通じた連携 等				
R2策定時担当課	保育課、教育指導課		対象年齢	0歳～小学生、支援者
R5担当課	子育て支援課、教育指導課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
小学校との給食交流事業等は、新型コロナウイルス感染防止のため中止した。		学校食育課と連携し、給食交流会を再開する予定。		子育て支援課
・就学前教育に係る各園と小学校の担当者による情報交換会を令和4年7月13日開催し、各園と小学校合わせて90名が参加した。 ・小学校教諭による保育所見学を令和4年7月25・26日に船越保育園を会場にして行い、13名が参加した。 ・小学校教諭を対象としたスタートカリキュラムの研修を令和5年2月1日に行い、46名が参加した。		・就学前教育に係る各園と小学校の担当会を対面にて開催する。 ・市立小学校対象にスタートカリキュラムの研修講座と公立保育所を会場にした参観を取り入れた研修を実施し、互いの教育活動を知り、よりよい連携を図る。		教育指導課

5	1－(1)－オ	届出保育施設の育成		
保護者が安心して子どもを預けられるよう、指導、監督の実施や巡回指導員を配置し、届出保育施設の保育の質の確保・向上に努めます。				
R2策定時担当課	幼保児童施設課	対象年齢	0歳～就学前、支援者	
R5担当課	子育て支援課、指導監査課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・令和4年度巡回指導実績 42施設 65回(立ち入り含む)。 ・巡回内容としては、保育内容や安全衛生の点検、立ち入り前の確認や前年度立ち入り時の指摘点改善確認などを実際に視察し、施設長などへの指導助言とともに行った。		引き続き、届出保育施設への巡回相談を行い、改善個所の確認や、保育全般についての指導助言を行っていく。		子育て支援課
児童福祉法の規定に基づく立入調査時に、認可外保育施設指導監督基準(保育に従事する者の数及び資格等)の遵守状況について確認した。 令和4年度立入調査実施数 40施設(42施設) ※ ()内は、令和5年3月31日現在の施設数		引き続き、認可外保育施設指導監督基準を遵守した運営を行っているか確認し、基準を満たしていない場合は、指導、監督を行う。		指導監査課

中柱2 幼児期の教育・保育の充実

6	1－(2)－ア	保育定員の拡充			
就業率の増加など今後も増加する保育ニーズに対応するため、認定こども園への移行や保育所定員の拡充等を進めます。 特に待機児童の多い低年齢児の受け入れを拡充するため、小規模保育事業等を積極的に設置します。 ・1号認定子ども 利用定員 5,882 人 ・2号認定子ども 利用定員 2,971 人 ・3号認定子ども 利用定員 2,360 人					
R2策定時担当課		幼保児童施設課、こども育成総務課		対象年齢	0歳～就学前
R5担当課		子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定		課名
幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行(1園)、 保育所から幼保連携型認定こども園への移行(2園)、 保育所の分園の設置(1園)、家庭的保育事業所の開所(2 事業所)および既存施設の定員拡充により、利用定員の 増を図った。 令和4年度利用定員 ・1号認定子ども 3,292人 （私学助成幼稚園認可定員 2,435人を含まない） ・2号認定子ども 2,824人 ・3号認定子ども 1,939人			待機児童数の推移を注視しつつ、実情に応じ て既存施設の定員拡充、認定こども園への移 行を進めるなど、待機児童の解消を図る。		子育て支援課

7	1－(2)－イ	認定こども園への移行推進		
保育ニーズに対応するため、認定こども園への移行等を推進し、待機児童の解消を図ります。 ・認定こども園 31 か所				
R2策定時担当課		幼保児童施設課、こども育成総務課	対象年齢	0歳～就学前
R5担当課		子育て支援課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
幼稚園から1園が幼保連携型認定こども園へ、保育所から2園が幼保連携型認定こども園へ移行した。 令和4年度認定こども園 29か所(中央こども園含む) (内訳) ・幼保連携型認定こども園 19か所 (中央こども園含む) ・幼稚園型認定こども園 10か所			引き続き、認定こども園への移行を推進し、質の高い幼児期の教育及び保育の提供を目指す。	子育て支援課
令和4年4月に中央こども園を開園した。			令和8年4月に森崎保育園とハイランド保育園を統合し、(仮称)南こども園を開園予定。	

8	1－(2)－ウ	横須賀市公立保育園再編実施計画の推進		
横須賀市公立保育園再編実施計画を推進し、公立保育園の再配置及び民営化等を実施します。 ・(仮称)中央こども園の整備(上町保育園・鶴が丘保育園の統合) 令和4年4月開園予定 ・逸見保育園の民営化 令和3年4月移行予定				
R2策定時担当課	こども育成総務課		対象年齢	0歳～就学前
R5担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・中央こども園は、建物・園庭の工事を完了し、令和4年4月に開園した。 ・逸見保育園は、令和3年4月に民営化を実施した。		・公立保育園の再配置を推進する(令和8年4月に(仮称)南こども園を開園予定)。 ・公立保育園の民営化を推進する(令和8年4月に田浦保育園を民営化予定)。		子育て支援課

9	1－(2)－エ	地域型保育事業の充実			
地域の保育ニーズに対応するため、0歳～2歳児を対象とした地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業等)を充実します。 特に待機児童の多い低年齢児の受け入れを拡充するため、小規模保育事業等を積極的に設置します。					
R2策定時担当課	幼保児童施設課、保育課		対象年齢	0歳～就学前	
R5担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績			今後の予定		課名
＜家庭的保育事業所＞ ・定員拡充(3人→5人) 1事業所 ・新規認可(3名) 1事業所 ・新規認可(5名) 1事業所			・引き続き、0歳～2歳児を対象とした保育サービスの提供を推進する。 ・待機児童数の推移を注視しつつ、地域の実情を踏まえ、小規模保育事業所の新規設置認可を検討する。		子育て支援課
・令和4年4月、本町地区に家庭的保育室を1園新規開設した。月2回の訪問指導をしながら、保育のフォローアップを行った。 ・家庭的保育者向けに、計18時間の現任研修の開催を行った。			・現任研修の開催を予定しており、キャリアアップ研修の案内も行う。 ・定員を増やしたい意向の相談を受けているので、認可変更の手続きのバックアップを行っていく。		

10	1－(2)－オ	幼稚園での預かり保育の拡充			
多様化する教育・保育ニーズに対応するため、教育時間の前後や休日・長期休業期間中等の受け入れを拡充します。 ・幼稚園での預かり保育の実施 ・幼稚園型一時預かり事業の実施					
R2策定時担当課		幼保児童施設課		対象年齢	3歳～就学前
R5担当課		子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定		課名
令和4年度預かり保育 平日 12園／12園 1園当り1日平均 18.60人 年平均(延べ人数) 2,955.42人 夏休み実施園 9園／12園 冬休み実施園 7園／12園 春休み実施園 6園／12園 終了時間平均 17:45 幼稚園型一時預かり 32園			ニーズの高い長期休業中の預かり保育の受け入れの拡充を検討する。		子育て支援課

11	1－(2)－カ	企業主導型保育所の設置支援		
多様な就業形態に対応し、待機児童の解消、仕事と子育ての両立に資する企業主導型保育事業所の設置について積極的に支援します。				
R2策定時担当課	幼保児童施設課、経済企画課		対象年齢	0歳～就学前、事業主
R5担当課	子育て支援課、経済企画課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
新規設置 0件 事前相談 0件 (参考) 令和5年3月31日現在設置数 9か所		企業主導型保育事業については、令和5年1月12日付で内閣府から「定員11万人分の受皿整備が概ね達成されたこと、待機児童数が全国的に減少していることから、令和4年度以降の新規募集及び定員増員は実施しない」旨公表されたことから、新規設置に係る支援は終了した。		子育て支援課
企業内保育所補助金の交付 0件		企業主導型保育事業については、令和5年1月12日付で内閣府から「定員11万人分の受皿整備が概ね達成されたこと、待機児童数が全国的に減少していることから、令和4年度以降の新規募集及び定員増員は実施しない」旨公表されたことから、国の企業主導型保育事業で補助対象にならない備品等のイニシャルコストへ市が単独で補助する制度を設けていたが、令和4年度をもって廃止した。 (国の制度では運営費に対しても継続して補助金交付がなされるが、新規募集を行っていないため、これから施設を整備しても運営が困難と見込まれ、設置のニーズがないと想定されることから本市制度について、廃止する判断をしている。)		経済企画課

12	1－(2)－キ	延長保育、休日保育の推進		
働き方の多様化による保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育を推進します。 ・全施設での延長保育の実施 ・休日保育実施施設 1か所				
R2策定時担当課	幼保児童施設課、こども育成総務課		対象年齢	0歳～就学前
R5担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
多様化した保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育の充実を図った。 【延長保育実施施設・事業所】 保育所 23か所 利用人数 764人 認定こども園 28か所 利用人数 852人 小規模保育事業所 3か所 利用人数 11人 家庭的保育事業所 14か所 利用人数 36人 【休日保育実施施設】 2か所 延べ利用人数431人			引き続き、延長保育、休日保育を継続するとともに、潜在的ニーズの把握に努め、必要に応じて拡充を検討する。	子育て支援課
多様化した保育ニーズに対応するため、延長保育・休日保育の充実を図った。			引き続き、延長保育・休日保育を継続するとともに、潜在的ニーズの把握に努め、必要に応じて拡充を検討する。	

中柱3 家庭等における子育て支援の充実

13	1－(3)－ア	妊産婦のケア体制の充実【3-(1)-エの再掲】			
母子健康手帳交付時から、若年や経済的困窮等がある妊婦を早期に発見し支援を行います。 また、産婦健康診査やこんにちは赤ちゃん訪問、乳児健康診査時にメンタルヘルスチェック等を行います。 特に出産後から4か月までの母親の孤立感を軽減する取り組みを進めます。妊産婦のメンタルヘルス相談を実施し、子育てのストレス軽減を図ります。 また、心身のケアや育児サポート等きめ細かな支援を図ります。 ・メンタルヘルス相談の実施 ・産後ケアの実施 ・利用者支援事業(母子保健型) ・母子健康手帳交付時面接及び医療機関との連携 ・支援を要する妊婦等の相談 ・授乳相談の実施 等					
R2策定時担当課		こども健康課		対象年齢	妊産婦
R5担当課		こども家庭支援課、地域健康課、健康管理支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定		課名
・親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談で保護者のケアを行った。 相談延べ499人 ・産後ケア事業により産後の母子の心身のケアや育児サポートを行い利用料の一部を助成した。 延べ443回（デイケア107回、ナイトケア17回、ショートステイ110回、訪問型209回）			引き続き、各種相談や産後ケア利用料の一部助成などを通して、保護者の心身のケアを行う。		こども家庭支援課
健康福祉センターでメンタルヘルスチェックの後、心理相談員による親のメンタルヘルス相談を実施した。 実績 63回 延べ56人			引き続き、妊産婦に対する支援を行い、子育てのストレス軽減を図る。		地域健康課
・妊婦健診(実施回数16回)のうち、10,000円3回分、3,500円13回分の公費負担を行った。 受診件数22,755件 ・産婦健診(実施回数2回)のうち、5,000円2回分の公費負担を行った。 受診件数3,107件			引き続き、妊産婦健診の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。		健康管理支援課

14	1－(3)－イ	こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進【3-(1)-オの再掲】		
妊娠初期から子育てに対して、切れ目のない相談体制を整えるため、生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問指導、相談等を実施します。 ・全世帯への家庭訪問の実施 等				
R2策定時担当課	こども健康課	対象年齢	誕生前～生後4か月、保護者	
R5担当課	地域健康課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師、助産師が訪問する「こんにちは 赤ちゃん訪問」を行った。 延べ4,047件		引き続き、「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、早期から各家庭に沿った相談や情報提供を行う。		地域健康課

15	1－(3)－ウ	地域子育て支援事業利用のための相談機能の充実		
地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや愛らんど、保育所等で、子どもや子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。 ・センター型事業 7か所 ・わいわい広場 10 か所 ・利用者支援事業(基本型) 1か所				
R2策定時担当課		保育課	対象年齢	0歳～就学前、保護者
R5担当課		子育て支援課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
・令和4年度は11月に利用組数の制限を緩和し、利用者数は増となった。感染症対策は継続して行った。 ・愛らんどよこすかが、すすくかん5階に移転した。 ・愛らんど追浜の広場を拡張した。 センター型事業 6か所 わいわい広場 10 か所 利用者支援事業(基本型) 1か所			令和6年度に大津地区に愛らんどを新設する。令和5年度は開設準備を進めていく。	子育て支援課

16	1－(3)－エ	ファミリー・サポート・センターの推進		
ファミリー・サポート・センターの提供会員を市内全域で確保するよう努めるとともに、提供会員の資質の維持、向上のための研修会や提供会員、依頼会員同士の交流会を行い、制度の活性化を図ります。 ・支援会員の募集・研修 等				
R2策定時担当課	保育課	対象年齢	3か月～小学生	
R5担当課	子育て支援課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
令和4年4月にファミリー・サポート・センター事務局が、日の出町からすすくかん4階に移転した。愛らんど、一時預かり保育室も同建物内にあるので、利用者の利便性が向上した。		年2回のおまかせ会員養成研修会を実施し、会員数の増を目指す。		子育て支援課

17	1－(3)－オ	一時預かり事業の拡充		
不定期な仕事や通院、冠婚葬祭、リフレッシュ等様々な理由で保育できないときに一時的に子どもを預かる一時預かり事業を拡充します。 ・一時預かり事業実施施設 14 か所				
R2策定時担当課		幼保児童施設課、こども育成総務課	対象年齢	0歳～就学前
R5担当課		子育て支援課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
私立幼保連携型認定こども園5か所、公立保育所1か所、私立保育所1か所、一時預かり事業所3か所の計10か所で一時預かり事業を実施した。 ・令和4年4月から、公設の一時預かりで待機児童を認可保育施設と同等の条件で受け入れる取り組みを開始した。 延べ11,605人		引き続き、一時預かりを継続するとともに、潜在的ニーズの把握に努め、必要に応じて拡充を検討する。		子育て支援課

18	1－(3)－カ	病児・病後児保育の充実		
子どもが病気や病気回復期の場合に対応するため、保護者が安心して子どもを預けられる病児・病後児保育を拡充します。 ・(仮称)中央こども園での病児・病後児保育の実施 ・民間ベビーシッター事業者等の保育サービス利用による訪問型病児・病後児保育利用助成制度の利用促進 等				
R2策定時担当課		幼保児童施設課	対象年齢	0歳～小学生
R5担当課		子育て支援課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
令和4年度に中央こども園病児・病後児保育センターを開設した。(センター2か所ともに指定管理により運営) (うわまち病院病児・病後児保育センター)定員5人 延べ利用人数 (病児)32人 (病後児)7人 うち 全額減免 12件 (中央こども園病児・病後児保育センター)定員5人 延べ利用人数 (病児)208人 (病後児)106人 うち 全額減免 13件			引き続き、多くの人に利用していただけるよう事業や施設の周知を図るとともに、病児・病後児の受け入れを行う。	子育て支援課

19	1－(3)－キ	ショートステイ事業の推進		
保護者が病気や育児疲れ等により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、乳児院や児童養護施設でその家庭の子どもを一時的に預かる事業を実施します。				
担当課	こども家庭支援課	対象年齢	0歳～18歳未満	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
新型コロナウイルス感染症の影響で施設の受け入れが難しい時期があるため、新たにショートステイファミリー（里親）に業務委託した。 13件 延日数37日		引き続き、一時的養育困難な保護者を支援することで負担軽減を図り、児童の安全を図れるよう努める。		こども家庭支援課

20	1－(3)－ク	育児支援家庭訪問事業の推進		
様々な原因で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師を派遣し、育児、家事の援助や育児に関する技術指導を行うことにより、子育ての負担の軽減や環境の改善を図ります。				
担当課	こども家庭支援課	対象年齢	誕生前～18歳未満、保護者	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
14件(新規10件/継続4件)*うち1件はキャンセル 助産師3件(延25回)・ヘルパー10件(延134回) 会議25回		適切な養育が行われるよう関係機関との会議を開催し、支援計画に基づいて短期集中的に支援を導入・評価をしていく。		こども家庭支援課

21	1－(3)－ケ	出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実		
子育てアドバイザーや保健師、管理栄養士、歯科衛生士が、求めに応じて地域でのイベント、集会、子育てグループの活動の場で、出前型育児相談を行います。 ・子育てグループ支援 ・出張親子サロン「わいわい広場」等				
R2策定時担当課	こども健康課、保育課、保健所健康づくり課		対象年齢	誕生前～就学前、保護者、支援者
R5担当課	地域健康課、子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
子育てグループ支援／1回 20人 出張型おしゃべりサロン、リモートdeおしゃべりサロン、対象別妊産婦おしゃべりサロン、については利用者減少に伴い、廃止を検討してきたがR4年度で事業廃止とした。		・サロンの廃止に伴い、家庭訪問や相談を細やかにやり、必要な支援への迅速な対応を図る。		地域健康課
・出張愛らんどわいわい広場は11月から事前予約制を撤廃し、感染症対策を行いながら活動した。 ・10か所で43回の実施。		周知活動を行い、利用者数の増を目指す。 令和5年度は10か所で43回の開催を予定している。 青少年会館(みんなの家)が閉鎖することに伴い、6年度以降の開催回数や場所の調整を行う。		子育て支援課

22	1－(3)－コ	家庭教育の推進		
BCG予防接種時に、ブックスタートパック(絵本2冊と赤ちゃん用ブックリスト等)や乳幼児向け行事の情報等を提供します。3歳児健康診査時に幼児向けブックリスト等の情報を提供します。PTA協議会に家庭教育講演会を委託します。市民大学やコミュニティセンターで家庭教育に関する講座を実施します。これらにより、家庭の教育力の向上を図ります。				
R2策定時担当課	こども健康課、生涯学習課、中央図書館、地域コミュニティ支援課、各行政センター		対象年齢	0歳～中学生、保護者
R5担当課	健康管理支援課、地域健康課、生涯学習課、中央図書館、地域コミュニティ支援課、各行政センター		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
周産期支援教室や育児支援教室、健診等で子どもの年齢や状況にあった行事などの情報提供や相談を行った。		・引き続き、周産期支援教室や育児支援教室、健診等で子どもの年齢や状況にあった情報提供や相談を実施する。 ・市ホームページを充実させる。		健康管理支援課 地域健康課
・家庭教育講演会を横須賀市PTA協議会に委託し、3回実施した。 ・市民大学特別講座では、0～2歳の子どもを持つ親を対象にコミュニケーション力を高めるための講座を開催。参加者同士、子育ての悩みなどをざっばらんに話して共有できる関係づくりや家庭教育支援に資する講座を市民の企画で実施した。		家庭教育講演会を横須賀市PTA協議会に委託、市民大学等で家庭教育支援に関する講座を、引き続き開催していく。		生涯学習課
・ブックスタートパック配付数 1,879件(配付率100%) ・幼児向けブックリストの配付数 2,198件(配付率100%)		乳児健診時のブックスタートパックの配布と読み聞かせの実施、3歳児健診時の幼児向けブックリストの配布を引き続き行い、家庭での読書環境づくりを支援していく。		中央図書館
コミュニティセンターにおいて、おこづかい管理・工作教室などの家庭教育講座を企画した。		コミュニティセンターにおいて、引き続き、親子対象の講座を開講する。		地域コミュニティ支援課 各行政センター

23	1－(3)－サ	幼稚園、保育所等での家庭教育への意識啓発		
家庭での子どもとの関わりについて保護者の意識を啓発するため、幼稚園、保育所等の専門知識をより生かすことができる教室等を開催します。				
R2策定時担当課	保育課、教育指導課、保健所健康づくり課		対象年齢	0歳～就学前、保護者
R5担当課	子育て支援課、教育指導課、健康増進課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・電子帳票システムを導入することで、園での活動写真を保護者のスマホに送信し、日々の活動の様子を共有できるようになった。		日々の連絡帳、クラスたより、行事のお知らせ、献立表、健康診断の結果などを保育園から配信することで、保護者との情報共有を図る。またそれらの情報をもとに、保護者に対し、日ごろの教育・保育内容などの理解をさらに深めていく。		子育て支援課
・各園で懇談会等機会を設けた。 ・保育所や幼稚園において専門知識を活かし、相談への助言や指導を行った。		・各園で懇談会等機会を設ける。 ・保育所や幼稚園において専門知識を活かし、相談への助言や指導を行う。		教育指導課
・市立幼稚園・保育園4・5歳児を対象に集団フッ化物洗口を実施した。 21園 869人 ・幼稚園・保育園等で歯みがき教室を実施した。 幼稚園:14園 911人、保育園等:11園 428人 ・4・5歳を対象とした児食育歯みがき教室を実施した。 14園 1046人		・4・5歳児集団フッ化物洗口は市内全園(希望園)で実施。 ・保育園等歯みがき教室は従来どおり実施。 ・幼稚園歯みがき教室、4・5歳児食育歯みがき教室は従来どおり実施。		健康増進課

大柱2 子育てしやすい地域・社会づくり

中柱1 地域で子育てを支援する環境づくり

24	2-(1)-ア	保健、医療、福祉のネットワークづくり		
保健、医療、福祉の連携を図り、妊娠、出産や子育てに対して適切な支援ができるよう、関係機関の職員で構成する連絡会の開催等により、ネットワークを強化していきます。 ・周産期保健看護連絡会の開催 ・周産期のメンタルヘルスを考える会との連携 ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 等				
R2策定時担当課	こども健康課、こども家庭支援課		対象年齢	誕生前～18歳未満、妊婦、保護者
R5担当課	地域健康課、こども家庭支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・出産を取り扱っている市内近隣産婦人科医療機関、助産院、こんにちは赤ちゃん訪問指導員、関係職員による周産期保健看護連絡会を開催した(年1回)。 ・妊娠中から出産後に、医療機関において親への継続的な支援が必要と判断された場合、継続看護連絡票により市が連絡を受け、家庭訪問等につなげている。また、平成29年6月から産婦健診を実施し、産後うつ等支援が必要な場合は医療機関から連絡を受け早期に支援している。		引き続き、年1回、周産期保健看護連絡会を開催するとともに、ネットワークを生かし、子ども虐待の予防、早期発見、適切な対応のため関係機関の連携を図る。		地域健康課
こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 全体会議 年1回 実務担当者連絡会議 年4回 サポートチーム会議 年232回		引き続き、ネットワークを生かし、子ども虐待の予防、早期発見、適切な対応のため関係機関の連携を図る。 関係機関；医師会、民生委員児童委員・主任児童委員、保育園・幼稚園・認定こども園、児童養護施設・乳児院、警察署、消防署、小・中学校、ほか庁内関係機関		こども家庭支援課

25	2-(1)-イ	関係部局での相談体制の充実と情報提供		
はぐみかんでの子どもや青少年に関する総合相談機能を関係機関との連携を図りながら充実するとともに、広報や子育てガイド、ホームページ等により子育て支援や青少年の健全育成に関する情報を提供します。教育委員会には、教育相談窓口を設置して、学校教育にかかわる相談に対し速やかに対応します。 ・各種ガイドブックの作成・配布 ・各種相談の実施 ・来所相談、電話相談、メール相談の実施 ・外国語による相談支援 等				
R2策定時担当課		こども家庭支援課、こども健康課、児童相談課、こども育成総務課、支援教育課	対象年齢	誕生前～20歳未満、保護者、支援者
R5担当課		こども家庭支援課、地域健康課、児童相談課、子育て支援課、支援教育課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
こども青少年相談の実施 新規相談 130件 (うち継続相談 95件) 相談延回数 1,236回 かながわ子ども家庭110番相談LINE 延207件		・子育て支援や青少年の健全育成の情報について、ホームページや広報、カード配布による発信を充実させていく。 ・引き続き、支援教育課、こども家庭支援課、児童相談課で連携を図りながら、本人・保護者や学校支援を行っていく。		こども家庭支援課
・子育て情報パンフレットを作成し、母子健康手帳交付時及び、こにちは赤ちゃん訪問時等に配布した。 産後ケア、プレママプレパパ教室等のご案内 1,830部配布 子育て情報パンフレット等 1,800部配布 ・婚姻届提出時などに妊娠に関する知識の普及・啓発のためのパンフレットを配架するとともに、妊娠を望む夫婦を対象としたセミナーを開催した。 パンフレット 1,893部配架 妊活セミナー 1回 39人(Zoom開催)		充実した相談体制をめざして、母子関連部署等と連携して取り組み、情報提供を行う。		地域健康課
児童相談所として、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受け、必要に応じ関係機関等と連携を図りながら、児童・家族等の支援を行った。 相談受付件数 1,458件		引き続き、児童相談所として関係機関等と連携し、支援を行う。		児童相談課
子育てに関する便利帳である「子育てガイド」を8,000部作成し、母子健康手帳交付時や子育て世帯の転入時に配付するほか、関係機関へ配布した。		「子育てガイド」を毎年情報を更新し作成、配布する。		子育て支援課
学校生活に関する相談や相談教室に関する相談 来所相談、電話相談、メール相談の実施 新規相談211件 支援対応延べ件数3,063件		来所相談、電話相談、メール相談を引き続き実施する。		支援教育課

26	2-(1)-ウ	地域での相談体制の充実と情報提供		
地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや愛らんど、保育所、学校の相談員、教育委員会の教育相談、子育て支援団体により、子どもや子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。 また、子育て支援や関係機関と連携し、相談体制を充実します。				
R2策定時担当課	こども健康課、保育課、支援教育課、 こども育成総務課	対象年齢	0歳～18歳、保護者	
R5担当課	地域健康課、こども家庭支援課、子育て支援課、 支援教育課、健康増進課、健康管理支援課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・健康福祉センターで育児相談会(スカリン育児相談会)を実施した。 11回 延べ138人 (うち母子歯科相談は45人) ・健康福祉センターで、心理相談員による親のメンタルヘルス相談を実施した。 63回 延べ56人		引き続き、相談体制の充実に努める。		地域健康課 健康増進課 健康管理支援課
親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談で保護者のケアを行った。 相談延べ499人		引き続き、関係機関と連携し、相談体制を充実させる。		こども家庭支援課
・公立園では園見学、園庭開放を通し、地域の子育て世帯の相談を実施した。 ・愛らんどでは11月に組数制限を解除し、多くの市民が利用できる体制を整えた。		気になる保護者や児童に関しては、引き続き健康福祉センターや児童相談所などの関係機関と連携し、相談体制を充実させる。		子育て支援課
子ども会指導者協議会や母親クラブ連絡会、青少年関係団体との連携や活動支援を通じて、地域での子育て支援、青少年の健全育成を推進した。		引き続き、青少年関係団体との連携や活動支援を行う。		
来所相談：月曜日～金曜日9:00～17:00 電話相談：月・水・金曜日9:00～17:00 メール相談：随時受付 ・学校生活に関する相談や相談教室に関する相談を受けている。 ・教育相談での見立てや支援方針を共有し、学校での支援につなげることができた。		・来所相談、電話相談、メール相談を引き続き実施する。 ・学校と連携して支援する。		支援教育課

27	2-(1)-エ	子育てグループ等の活動支援		
子育てグループの組織化や活動を支援します。子育て中の親が気軽に安心して集える場として、既存の公共施設の活用を促進します。 ・公立幼稚園・保育所の園庭開放 ・子育てグループへの支援、市民協働事業の実施 ・補助金交付等の活動支援 等				
R2策定時担当課	保育課、こども健康課、こども育成総務課、教育指導課、保健所健康づくり課、市民生活課		対象年齢	0歳～就学前、保護者、支援者
R5担当課	子育て支援課、地域健康課、教育指導課、健康増進課、地域コミュニティ支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
感染症対策を行いながら、公立園の園庭開放を実施した。		子育て中の親子が安心して集える場所として提供する。子育て相談を実施する。		子育て支援課
単位母親クラブへの補助金交付のほか、母親クラブ連絡会への明るい家庭・地域づくり推進事業の委託を通じて母親クラブ活動の支援を行った。		引き続き、単位母親クラブへの補助金交付のほか、母親クラブ連絡会への明るい家庭・地域づくり推進事業の委託を通じて母親クラブ活動の支援を行う。		
・育児教室等を契機とした子育てグループ支援を例年実施しているが、新型コロナウイルス感染防止のため中止した。 ・地域の子育てグループからの依頼のあった子育てグループ支援を実施した。 子育てグループ支援 1回 20人		引き続き、子育てグループへの情報提供を行う。		地域健康課
・保護者の自主的な活動の場として、施設を提供した。 ・放課後の園庭を開放し、保護者同士が情報を交換する場を提供した。		・保護者の自主的な活動の場として、施設を提供する。 ・放課後の園庭を開放し、保護者同士が情報を交換する場を提供する。		教育指導課
地域依頼健康教室 2回、44人に実施		地域依頼歯と口の健康づくり教室は、育児グループ等からの依頼で実施する。 引き続き地域の子育てグループからの依頼に基づき実施する。		健康増進課
令和4年度は、市民協働推進補助金及び市民協働モデル事業に該当の応募がなかったため実施していない。		・令和5年度は、市民協働推進補助金及び市民協働モデル事業に該当の応募がなかったため実施予定はなし。 ・令和6年度以降も企画提案型補助事業を実施し、応募があれば協働事業を実施予定。		地域コミュニティ支援課

28	2-(1)-オ	主任児童委員の活動支援		
主任児童委員が子育てに悩みや不安を抱える保護者の相談の対応やサポートができるよう、活動の場の提供や職員の派遣等、地域の実情に応じた支援を行います。 ・主任児童委員連絡会議の定期的実施 ・主任児童委員への研修の実施 等				
R2策定時担当課	保育課、こども健康課、児童相談課、福祉総務課		対象年齢	支援者
R5担当課	子育て支援課、地域健康課、児童相談課、福祉総務課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
出張愛らんどわいわい広場の会場予約や、市の感染症対策ガイドラインの情報提供を行った。		出張愛らんどわいわい広場のサポートや助言をしていく。		子育て支援課
各健康福祉センター管轄の地区ごとに、主任児童委員連絡会議を開催した。横須賀市民生委員協議会に研修会を実施した。		引き続き、主任児童委員連絡会議を定期的に実施する。また、研修会を実施する。		地域健康課 児童相談課
横須賀市民生委員児童委員協議会に主任児童委員の活動費を支給するほか、研修を実施した。		引き続き、横須賀市民生委員児童委員協議会に主任児童委員の活動費を支給するとともに、研修を実施していく。		福祉総務課

29	2-(1)-カ	子育て中の父親のネットワークづくり		
父親が子育てに参加する意識を高めるため、情報交換会や父親向けの子育て冊子による情報提供などを行うとともに、初めて子育てに臨む父親に、子育て経験のある父親の経験談やアドバイスを聞く機会を提供し、父子で参加できる体験教室等を開催します。 ・父親応援講座の開催				
R2策定時担当課	保育課		対象年齢	0歳～就学前、保護者
R5担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
愛らんどで実施される父親対象の親子講座やイベントの企画の周知を行った。		父子で参加できる親子講座を引き続き実施し、父親同士のネットワークづくりを拡充していく。		子育て支援課

中柱2 子育てしやすいまちづくりの推進

30	2-(2)-ア	小児医療費助成事業の推進		
必要なときに適切な医療を受けられることにより、安心して子どもを育てられるよう、医療費の助成を行います。 ・中学校3年生まで助成(所得制限なし)				
R2策定時担当課	こども青少年給付課		対象年齢	0歳～中学生
R5担当課	こども給付課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
令和4年度(令和5年3月末現在) 受給者 39,559人 助成件数 550,882件 助成額 1,136,376,540円			令和5年10月から助成対象の年齢を18歳年度末に拡充する。	こども給付課

31	2-(2)-イ	子育てに適する市営住宅の提供		
子育て世帯を支援するため、小学校就学前までの子どもを扶養する若年夫婦世帯を対象として、入居期限付き(入居期限は10年間、または小学校未就学児である子どもが中学を卒業するまでの間のいずれか短い方)の優先枠を設定します。また、入居期間満了時に、子どもが中学校を卒業していないなどの一定の要件を満たすことで、最長5年間の延長が可能です。				
担当課	市営住宅課	対象年齢	就学前の子どもがいる世帯	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・5月募集「子育てに適する市営住宅」 募集戸数 1戸(申込件数 0件・入居件数 0戸) ・11月募集「子育てに適する市営住宅」 募集戸数 1戸(申込件数 0件・入居件数 0戸)		引き続き、定期募集で優先枠として、子育て住宅に適する市営住宅の提供を図る。		市営住宅課

32	2-(2)-ウ	市営住宅申込みにおける義務教育世帯に係る収入基準の緩和		
子育て世帯を支援するため、高齢者や障害者がいる世帯と同様に子育て世帯等の特に居住の安定を図る必要がある世帯を「裁量階層(※)」とし、入居者収入基準を緩和することで、市営住宅への入居を可能とします。 ※プラン本文では、「裁量階級」と誤った表記になっていましたので、進行管理表で修正させていただきます。				
担当課	市営住宅課	対象年齢	中学校卒業前の子どもがいる世帯	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
収入基準を緩和したことによる募集件数の増加件数 5月募集 14件 11月募集 9件		引き続き、収入条件の緩和を維持し、子育て世帯への市営住宅の提供を支援する。		市営住宅課

33	2-(2)-エ	教育・保育等に関する経済的負担の軽減		
幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の保育料の軽減を図り、経済的な負担を軽減します。 ・教育・保育施設、認可外保育所等に関する保育料の無償化及び負担軽減 ・放課後児童クラブに関する保育料の負担軽減 ・実費徴収に係る補足給付 等				
R2策定時担当課	幼保児童施設課、保育課、こども育成総務課		対象年齢	0歳～小学生、保護者
R5担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
【令和4年度の無償化対象者実績】 教育・保育施設利用者 6,854人 認可外保育所等(私学助成幼稚園含む)利用者 2,686		引き続き、幼稚園、保育所、認定こども園に通う3歳から小学校就学前までの子どもの保育料を無償化し、負担の軽減を図る。さらに、令和4年4月1日から拡大した多子軽減について、引き続き兄弟の年齢にかかわらず第2子は半額、第3子以降は無償化を継続する。		子育て支援課
・ひとり親世帯及び多子世帯の児童の利用料を減免する放課後児童クラブに対し助成を行った。 ひとり親世帯減免対象人数 443人 多子世帯減免対象人数 355人		・ひとり親世帯及び多子世帯の児童の利用料を減免する放課後児童クラブに対する助成を継続する。		
【実費徴収に係る補足給付の対象者実績】 対象者数 257人		引き続き、対象となる世帯への周知をしながら、適切に給付を行う。		

34	2-(2)-オ	防犯意識の啓発と防犯活動の推進		
子どもや青少年が犯罪に巻き込まれないよう、インターネットやSNS の利用に関する講座等を通じ、市民の防犯意識の啓発や幼稚園、保育所、認定こども園、学校等の施設内における安全対策を推進します。関係機関や地域団体等との情報共有、連携を図るとともに、子どもの避難所の確保や、通学路等のパトロールを行い、防犯活動を推進します。				
・団体への防犯関係物品の支給 ・防犯講話、講座、研修会の開催 等				
R2策定時担当課	地域安全課、こども育成総務課、こども家庭支援課、保育課、支援教育課	対象年齢	0歳～20歳未満、保護者、支援者	
R5担当課	市民生活課、子育て支援課、こども家庭支援課、支援教育課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・子ども安全の日に青パトによるパトロールを実施した。 ・よこすか防犯安心メールの配信を行った。 ・防犯関係物品の支給を行った。 ・地域防犯リーダー養成講座を開催した。 ・防犯協定を締結している事業者ステッカーを配布した。(隔年)		・子ども安全の日に青パトによるパトロールを行う。 ・よこすか防犯安心メールの配信を行う。 ・防犯関係物品の支給を行う。 ・町内会等での防犯講話(出前トーク)を行う。 ・地域防犯リーダー養成講座を開催する。 ・事業者との防犯協定の締結を行う。(随時)		市民生活課
・青少年育成推進員などの協力を得て、中学校区ごとに組織されている青少年育成活動地域連絡会にパトロール等の青少年育成活動を委託した。 ・青少年育成推進員連絡協議会が繁華街でパトロールを実施した。		青少年育成推進員などの協力を得て、パトロール等を継続する。		子育て支援課
防犯訓練は各公立園年4回実施した。 またスクールサポーターによる防犯教室を実施した園もあった。		・施設内における安全対策を引き続き推進する。 ・訓練は年4回実施予定。		
・青少年の健全育成に関する出前トーク(非行防止講座)を実施した。(開催1回) ・市巡回指導員による巡回指導を年間通じて行った。 青少年巡回指導件数 349件(指導268件、助言81件) 青少年健全育成協力店 308店		・引き続き、青少年の健全育成に関する出前トーク(非行防止講座)を地域や中学校にて開催する。 ・青少年育成推進員などの協力を得て、パトロール等を継続する。 ・青少年健全育成協力店の新規開拓を進めて、青少年の非行防止に取り組む。		こども家庭支援課
・児童生徒指導担当者研修講座において、防犯や安全対策のため、情報交換を実施した。 (中学校年11回。小学校年4回) ・小中ブロック情報交換会は、新型コロナウイルス感染防止のため中止した。 ・スクールサポーター(警察OB)が各学校を巡回、指導した。		・今後も引き続き、児童生徒指導担当者研修講座において、防犯や安全対策のため、情報交換を行っていく。 ・小中ブロック情報交換会を実施する。		支援教育課

35	2-(2)-カ	子どもの防火防災教育の推進		
幼稚園、保育所、認定こども園、小学校が行う防火教室を通じて、正しい花火の取り扱い、火遊び防止等の啓発活動を行います。 ・防火教室の実施				
担当課	予防課	対象年齢	幼児、小学校3年生	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・幼児を対象とした防火教室 実施回数62回、参加延べ人数3,953人 ・小学生を対象とした防火教室 実施回数42回、参加延べ人数2,526人 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため原則未実施としたため、令和3年度に引き続き、令和4年度も小学生を対象とした防火教室は3、4年生を対象として実施。		新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類の取扱いを踏まえて適宜、実施。		予防課

36	2-(2)-キ	「すかりぶ」の取り組み		
市、横須賀商工会議所、市内事業者が一体となって、市内在住の結婚・子育て世代を中心に、くらしの応援サービス情報を提供していく“子育て応援ひろば「すかりぶ」”の取り組みを推進します。 ・結婚・子育て世帯向けのくらしの応援サービスの情報提供を実施				
担当課	企画調整課	対象年齢	市内在住の16歳以上	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
登録者数 10,239件 協賛事業者数 350件 すかりぶおやこまつりの開催 1回		・体験・イベント情報やすかりぶ業者→協賛事業者情報の発信(サイト、メルマガ、SNS) ・すかりぶイベント		企画調整課

大柱3 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援

中柱1 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援

37	3-(1)-ア	不妊・不育専門相談センター事業の推進		
子どもを希望する夫婦などが安心して妊娠・出産できるように、こども健康課内に相談センターを設置するなど相談体制の充実を図ります。 ・不妊・不育専門相談センターの実施				
R2策定時担当課	こども健康課		対象年齢	子どもを希望する夫婦、支援者
R5担当課	地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・電話 235件 ・来所 179件 ・メール 2件 ・不妊・不育症相談会 1回3人(2組) ・妊活LINEサポート事業 登録者170人 ・不妊症交流会 開催なし ・グリーフケア 臨床心理士 延べ21件 保健師 延べ2件 ・不妊・不育症講演会 1回39人(Zoom開催)		引き続き、相談体制の充実と事業の周知に努める。		地域健康課

38	3-(1)-イ	特定不妊治療費助成事業等の推進		
不妊・不育症治療の経済的負担を軽減するため、配偶者間の特定不妊治療、不育症検査費及び治療費を助成します。 ・治療費の一部を助成 ・不妊・不育症相談の実施 等				
R2策定時担当課	こども健康課		対象年齢	子どもを希望する夫婦
R5担当課	地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・特定不妊治療費助成事業 特定不妊治療費助成 延べ121件 生殖補助医療費助成 延べ57件 ・不育症治療費助成事業 延べ11件(検査7件 治療4件) ※両事業の対象に「事実婚夫婦」を含む		特定不妊治療費助成は、令和4年度からの保険適用化に伴い、令和4年度をもって終了となった。 今後は、不妊治療に対する市独自助成(生殖補助医療費助成)を継続し、内容を検証しながら実施するとともに、市民への周知を行う。		地域健康課

39	3-(1)-ウ	女性健康支援相談体制の推進		
生涯を通じた女性の健康保持及び増進を図るため、ライフステージに応じた心身の悩みに関する相談体制の充実を図ります。 ・周産期メンタルヘルス相談、妊娠SOS 相談 ・妊娠、出産、子育てに関する情報提供 等				
R2策定時担当課	こども健康課、児童相談課		対象年齢	主に思春期から周産期の女性
R5担当課	地域健康課、こども家庭支援課、児童相談課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・女性健康支援相談(地域健康課) 電話 10件 来所 2件 メール 1件 ・女性健康支援相談(こども家庭支援課) 電話 14件 来所 2件 メール 0件 ・周産期メンタルヘルス相談 63回 延べ56人 ・各健康福祉センターでの特定妊婦への相談・支援 36件 ・妊活セミナー 1回39人(Zoom開催) ・パンフレット配架 1,893部 ・特定妊婦等支援事業 2人 ・相談カード配架(児童相談課とこども家庭支援課共同作成) 44施設(89か所) 3,957枚		引き続き、相談体制の充実と事業の周知に努める。		地域健康課 こども家庭支援課 児童相談課

40	3-(1)-エ	妊産婦のケア体制の充実		
母子健康手帳交付時から、若年や経済的困窮等がある妊婦を早期に発見し支援を行います。 また、産婦健康診査やこんにちは赤ちゃん訪問、乳児健康診査時にメンタルヘルスチェック等を行います。 特に出産後から4か月までの母親の孤立感を軽減する取り組みを進めます。妊産婦のメンタルヘルス相談を実施し、子育てのストレス軽減を図ります。 また、心身のケアや育児サポート等きめ細かな支援を図ります。 ・メンタルヘルス相談の実施 ・産後ケアの実施 ・利用者支援事業(母子保健型) ・母子健康手帳交付時面接及び医療機関との連携 ・支援を要する妊婦等の相談 ・授乳相談の実施 等				
R2策定時担当課		こども健康課	対象年齢	妊産婦
R5担当課		こども家庭支援課、地域健康課、健康管理支援課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談で保護者のケアを行った。 相談延べ499人 ・産後ケア事業により産後の母子の心身のケアや育児サポートを行い利用料の一部を助成した。 延べ443回（デイケア107回、ナイトケア17回、ショートステイ110回、訪問型209回）		引き続き、各種相談や産後ケア利用料の一部助成などを通して、保護者の心身のケアを行う。		こども家庭支援課
健康福祉センターでメンタルヘルスチェックの後、心理相談員による親のメンタルヘルス相談を実施した。 実績 63回 延べ56人		引き続き、妊産婦に対する支援を行い、子育てのストレス軽減を図る。		地域健康課
・妊婦健診(実施回数16回)のうち、10,000円3回分、3,500円13回分の公費負担を行った。 受診件数22,755件 ・産婦健診(実施回数2回)のうち、5,000円2回分の公費負担を行った。 受診件数3,107件		引き続き、妊産婦健診の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。		健康管理支援課

41	3-(1)-オ	こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進		
妊娠初期から子育てに対して、切れ目のない相談体制を整えるため、生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問指導、相談等を実施します。 ・全世帯への家庭訪問の実施 等				
R2策定時担当課	こども健康課		対象年齢	誕生前～生後4か月、保護者
R5担当課	地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師、助産師が訪問する「こんにちは 赤ちゃん訪問」を行った。 延べ4,047件		引き続き、「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、早期から各家庭に沿った相談や情報提供を行う。		地域健康課

42	3-(1)-カ	保健、医療、福祉のネットワークづくり【2-(1)-アの再掲】		
保健、医療、福祉の連携を図り、妊娠、出産や子育てに対して適切な支援ができるよう、関係機関の職員で構成する連絡会の開催等により、ネットワークを強化していきます。 ・周産期保健看護連絡会の開催 ・周産期のメンタルヘルスを考える会との連携 ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 等				
R2策定時担当課	こども健康課、こども家庭支援課		対象年齢	誕生前～18歳未満、妊婦、保護者
R5担当課	こども家庭支援課、地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 全体会議 年1回 実務担当者連絡会議 年4回 サポートチーム会議 年232回		引き続き、ネットワークを生かし、子ども虐待の予防、早期発見、適切な対応のため関係機関の連携を図る。 関係機関：医師会、民生委員児童委員・主任児童委員、保育園・幼稚園・認定こども園、児童養護施設・乳児院、警察署、消防署、小・中学校、ほか庁内関係機関		こども家庭支援課
・出産を取り扱っている市内近隣産婦人科医療機関、助産院、こんにちは赤ちゃん訪問指導員、関係職員による周産期保健看護連絡会を開催した(年1回)。 ・妊娠中から出産後に、医療機関において親への継続的な支援が必要と判断された場合、継続看護連絡票により市が連絡を受け、家庭訪問等につなげている。また、平成29年6月から産婦健診を実施し、産後うつ等支援が必要な場合は医療機関から連絡を受け早期に支援している。		引き続き、年1回、周産期保健看護連絡会を開催するとともに、ネットワークを生かし、子ども虐待の予防、早期発見、適切な対応のため関係機関の連携を図る。		地域健康課

43	3-(1)-キ	出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実【1-(3)-ケの再掲】		
子育てアドバイザーや保健師、管理栄養士、歯科衛生士が、求めに応じて地域でのイベント、集会、子育てグループの活動の場で、出前型育児相談を行います。 ・子育てグループ支援 ・出張親子サロン「わいわい広場」等				
R2策定時担当課	こども健康課、保育課、保健所健康づくり課		対象年齢	誕生前～就学前、保護者、支援者
R5担当課	地域健康課、子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
子育てグループ支援／1回 20人 出張型おしゃべりサロン、リモートdeおしゃべりサロン、対象別妊産婦おしゃべりサロン、については利用者減少に伴い、廃止を検討してきたがR4年度で事業廃止とした。		・サロンの廃止に伴い、家庭訪問や相談を細やかにいき、必要な支援への迅速な対応を図る。		地域健康課
・出張愛らんどわいわい広場は11月から事前予約制を撤廃し、感染症対策を行いながら活動した。 ・10か所で43回の実施。		周知活動を行い、利用者数の増を目指す。 令和5年度は10か所で43回の開催を予定している。 青少年会館(みんなの家)が閉鎖することに伴い、6年度以降の開催回数や場所の調整を行う。		子育て支援課

44	3-(1)-ク	妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供											
健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供するため、妊婦とその配偶者を対象に「プレママ、プレパパ教室」を休日にも開催します。 また、子育て支援教室や乳幼児健康診査の機会に、親子の愛着形成の重要性について市民の意識を啓発します。特に子育てにおける父親の役割について考える機会、情報を提供します。母子健康手帳交付時に各種教室の周知を図ります。 ・プレママ、プレパパ教室の開催 ・プレママ、プレパパ歯科教室の開催 ・各種子育て教室の開催													
R2策定時担当課		こども健康課、保健所健康づくり課		対象年齢 誕生前									
R5担当課		地域健康課、健康増進課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】									
実績		今後の予定		課名									
・プレママ・プレパパ教室を、新型コロナウイルス感染症の影響で、7月から8月まで中止した。 平日 5回 延べ37人(うち配偶者18人) 休日 26回 延べ247人(うち配偶者119人) ・プレママ・プレパパ教室で使用する母子保健テキストを掲載した「子育てガイド」を母子健康手帳交付時に配布し、教室へ参加できない妊婦等へも情報提供を行った。 また、「子育てガイド」に出産後の親のサポートのため、祖父母を対象とした「一緒に孫育て」を掲載した。 1,830部配布		引き続き、広報や母子健康手帳交付時に各種教室の周知を図る。		地域健康課									
・各種子育て教室の開催 <table><tr><td>初めての歯みがき教室</td><td>11回</td><td>61人(保護者)</td></tr><tr><td>2歳児歯科教室</td><td>10回</td><td>21人(保護者)</td></tr><tr><td>歯と口の健康づくり教室</td><td>2回</td><td>54人(参加者)</td></tr></table> ・プレママ・プレパパ料理教室 3回		初めての歯みがき教室	11回	61人(保護者)	2歳児歯科教室	10回	21人(保護者)	歯と口の健康づくり教室	2回	54人(参加者)	・引き続き、各種子育て教室を開催する。 ・プレママ・プレパパ教室食事編として、講話中心の教室にした。また、仕事をしている妊婦も参加しやすいよう午後に開催時間を変更した。		健康増進課
初めての歯みがき教室	11回	61人(保護者)											
2歳児歯科教室	10回	21人(保護者)											
歯と口の健康づくり教室	2回	54人(参加者)											

中柱2 子どもと家庭の健康づくり

45	3-(2)-ア	妊産婦健康診査の推進		
安全な出産のために妊婦健康診査を実施し、妊婦の健康管理の向上と経済的負担の軽減を図ります。 また、産後うつ予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦健康診査時にメンタルヘルスチェック等を行い、必要な妊産婦への支援を行います。 ・妊婦健康診査、産婦健康診査費用の一部を助成 ・妊婦歯科検診の実施 等				
R2策定時担当課	こども健康課、保健所健康づくり課		対象年齢	妊産婦
R5担当課	健康管理支援課、健康増進課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
・妊婦健診(実施回数16回)のうち、10,000円3回分、3,500円13回分の公費負担を行った。 受診件数22,755件 ・産婦健診(実施回数2回)のうち、5,000円2回分の公費負担を行った。 受診件数3,107件			引き続き、妊産婦健診の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。	健康管理支援課
対象者1710人中受診者453人 受診率26.5% 要精検者率67.3%			歯科医師会と連携し、受診率向上、要精検者率の減少を目指す。	健康増進課

46	3-(2)-イ	乳幼児健康診査の推進			
病気や発達障害、虐待等を早期に発見し的確な指導を行えるよう、乳幼児健康診査の質の向上を図るとともに、健康診査未受診者の状況を把握し、未受診者に対し、子どもの健全育成に欠かせない重要な保健、福祉情報を提供します。 また、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えるため、早期発見を図ります。 ・乳児健康診査、10 か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の実施 ・1歳6か月児健康診査(歯科)、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査(歯科)の実施 ・新生児聴覚検査に対する助成 等					
R2策定時担当課		こども健康課、保健所健康づくり課		対象年齢	0歳～3歳
R5担当課		健康管理支援課、地域健康課、健康増進課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定			課名
・共働き等により、平日に受診しにくい家庭のために、平成13年度から土曜健診を隔月で実施した。平成27年度より日曜日を含めた休日健診とし、令和4年度より毎月実施するようになった。 ・新生児聴覚検査のうち、3,000円分(AABR)または1,500円分(OAE)の公費負担を行った。 受診率 乳児健診 99.7% 10か月児健診 94.4% 1歳6か月児健診 99.2% 3歳児健診 96.1% 新生児聴覚検査 受診件数1,253件(AABR)、345件(OAE)		引き続き、新生児聴覚検査の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。			健康管理支援課
・乳幼児健診の未受診者の保護者へ受診勧奨を行った。受診しない場合は担当保健師が家庭訪問を行うなど状況把握を行った。 ・保健師のスキルアップを目指し、研修を行うとともに、外部研修にも参加している。		・引き続き、乳幼児健診を実施し、乳幼児一人ひとりに合った支援につなげる。			地域健康課
・令和4年度、1歳6か月児健康診査(むし歯有病者0.8%)、2歳6か月児歯科健康診査(むし歯有病者2.5%)、3歳児健康診査(むし歯有病者9.1%)		引き続き幼児歯科健診を実施。有病者減少をを目指す。			健康増進課

47	3-(2)-ウ	かかりつけ医・薬局の確保		
かかりつけ医・薬局の確保を図るため、母子健康手帳交付時面接や乳幼児健康診査、予防接種、講演会等の機会に、啓発を行います。				
R2策定時担当課	こども健康課	対象年齢	乳幼児、保護者	
R5担当課	地域健康課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・こんにちは赤ちゃん訪問や10か月児健診、予防接種、子育てガイドなどを通して、かかりつけ医の確保について啓発を行った。 ・医療機関の適切な受診に関する保護者の理解を深め、小児救急医療体制を保持することを目的として、小児救急医療講演会「上手な小児科のかかり方」を開催し、かかりつけ医の確保についても啓発した。 令和4年度実績 2回(オンライン開催)参加者延べ21人		引き続き、こんにちは赤ちゃん訪問や10か月児健診、予防接種、子育てガイドなどを通して、かかりつけ医の確保について啓発を行う。		地域健康課

48	3-(2)-エ	予防接種の推進		
感染症の集団発生を防ぐため、予防接種未接種者への啓発を行い、接種率の向上を図ります。特にMR2期については、厚生労働省の指針にある接種率95%以上を目標とし、接種期間を一年延長するとともに、きめ細かい勧奨等を行います。 ・予防接種講座の開催				
R2策定時担当課	こども健康課	対象年齢	0歳～19歳	
R5担当課	保健所企画課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・定期予防接種の対象者全員に個別に通知し、接種を促した。 ・令和2年10月より、ロタウイルスワクチンが定期接種化された。 ・令和4年4月より、HPVワクチンの積極的勧奨が再開された。 令和4年度実績 接種率 MR2期 87.7%		対象者全員へ個別通知を行うとともに、健康診査時や広報誌、ホームページ等を通じて接種勧奨を重ね、接種率向上を目指す。 令和5年4月より定期接種のワクチンに9価HPVワクチンが追加されたことについて、対象者に情報提供を行っていく。		保健所企画課

49	3-(2)-オ	乳児事故予防教室の実施		
乳児の不慮の事故を予防するため、予防教室を実施するなど市民の意識を啓発します。 ・乳児事故防止教室の開催 ・こんにちは赤ちゃん訪問等での配布冊子を活用した意識啓発 等				
R2策定時担当課	救急課、こども健康課		対象年齢	乳児、保護者
R5担当課	救急課、地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
各健康福祉センター等で乳児の事故原因と予防策の講義、心肺蘇生法や異物除去法の実技を実施。計10回、延べ68名が参加。		参加人数は15名前後で開催。横須賀市内の各健康福祉センターで2回ずつ、三浦市で4回、計12回の開催予定。		救急課
・「子育てガイド」やこんにちは赤ちゃん訪問で配布している冊子で、事故予防のための意識啓発をしている。 ・乳児健診時に、乳幼児の事故防止と応急手当の冊子「わが家の安心ガイドブック」を配布している。		引き続き、「子育てガイド」や「わが家の安心ガイドブック」等の冊子を活用し、市民の意識啓発を行う。		地域健康課

50	3-(2)-力	救急医療の充実		
救急医療センター事業及び広域病院群輪番制運営事業等、救急医療を推進します。				
R2策定時担当課	地域医療推進課		対象年齢	全年齢
R5担当課	健康総務課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・初期救急医療体制として、指定管理者による救急医療センター(内科、小児科、外科)運営に対し、小児救急に係る事業を業務委託により実施した。 ・二次救急医療体制として、広域病院群輪番制運営に係る事業(内科、小児科、外科)を業務委託により実施した。		今後も救急医療体制を継続予定。		健康総務課

51	3-(2)-キ	むし歯及び歯周疾患予防の推進		
生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進するため、子どもの年齢に応じた歯科健康診査や、むし歯予防教室、学校歯科巡回教室を行います。 また、歯科健康診査を受診する機会の減る18歳以上の市民に対して、成人歯科健康診査を実施します。喫煙は歯周疾患を悪化させることから、歯科領域からの禁煙支援を行います。 ・歯科教室、歯みがき教室の実施 等				
担当課		健康増進課	対象年齢	0歳～30歳
			【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・児童生徒歯科教室103回 ・リーフレット作成、SNSによる歯みがき方法を配信 ・横須賀市健診センター歯科健康診査51回 ・30歳歯周病検診(委託医療機関)を333人が受診 受診率10.5%		・引き続き保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校、高等学校で歯科教室を実施。 ・引き続き歯周病検診を実施。		健康増進課

52	3-(2)-ク	妊婦の喫煙と受動喫煙の予防啓発		
健やかな妊娠、出産のため、妊婦本人やその家族、周囲の人の禁煙を啓発し、妊婦の喫煙、妊婦や子ども、青少年の受動喫煙を予防します。 ・母子健康手帳交付時の面接等での情報提供 等				
R2策定時担当課	こども健康課、保健所健康づくり課		対象年齢	誕生前
R5担当課	地域健康課、健康増進課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
母子健康手帳交付時の面接や、プレママ・プレパパ教室で、妊婦の喫煙や受動喫煙の影響、禁煙行動の必要性について説明し、禁煙に関する保護者の意識啓発のための情報提供を行った。		引き続き、母子健康手帳交付時の面接や各種教室などで啓発活動を行う。		地域健康課
・妊婦歯科検診時、喫煙と受動喫煙の予防について普及啓発する。 妊婦歯科検診受診率R4年度 26.5% ・卒煙教室開催 5回 ・市ホームページで普及啓発		・妊婦歯科検診と保健指導を歯科医師会委託し喫煙と受動喫煙の害について理解を深めるよう普及啓発を実施する。 ・受動喫煙防止の街頭キャンペーンを行い普及啓発に努める。		健康増進課

53	3-(2)-ケ	幼児期における食育の推進		
栄養面だけでなく、食材をつくる人、調理する人等への感謝の気持ちや、食品の安全性に対する意識を啓発し、食を通じた家族のふれあいや子どもの心の成長を促します。 また、個食、孤食、拒食、過食、偏食といった食に対する問題の相談支援に努めます。 さらに、保育所、幼保連携型認定こども園の設置に関して原則調理室を設け、給食の提供について、きめ細かな対応を図ります。 ・子どもの年齢に応じた食育に関する教室の開催 ・乳幼児健康診査での相談指導 等				
R2策定時担当課		保健所健康づくり課、こども健康課、保育課、幼保児童施設課		対象年齢 誕生前～就学前、保護者
R5担当課		健康増進課、子育て支援課、指導監査課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】
実績		今後の予定		課名
・横須賀市食生活改善推進団体ヘルスメイトよこすかによる委託事業として、公立保育園での食育に関する講話を4園で予定していたが、新型コロナウイルス感染防止のため実施できなかった。 ・各種教室を開催し、食育を推進している。 令和4年度実績(新型コロナウイルス感染症の影響による閉止あり) プレマプレパパ料理教室 3回9人 離乳食スタート教室(4～6か月児を対象) 21回186人 離乳食ステップアップ教室(7～9か月児を対象) 21回91人 幼児食スタート教室(1歳6か月～2歳6か月児を対象) 10回26人 幼児食ステップアップ教室(3～6歳児を対象) 2回0人 10か月からの食事と歯の教室(10か月～1歳3か月児を対象) 21回73人 4、5歳児食育・歯みがき教室 14回1,046人		横須賀市食生活改善推進団体ヘルスメイトよこすかによる委託事業として、保育園での食育に関する講話を実施予定。 離乳食、幼児食教室は参加者数を鑑み、対象月齢と内容を見直した。それに伴い、教室名を変更したが、切れ目ない支援ができる環境を維持し、引き続き食育を推進する。		健康増進課
毎月、保育所及び幼保連携型認定こども園等に、食事や食育のおたよりを配布し、乳幼児期の食事の大切さや行事食の由来、旬の食材など食に関する意識啓発を行った。		・保育所及び幼保連携型認定こども園等に毎月食事や食育のおたよりを配布し食事に対する意識啓発を行う。 ・公立保育園については実践に向けた食育計画を作成し園児への食に対する理解と興味関心を深める。		子育て支援課
保育所、幼保連携型認定こども園等の指導監査時において、各施設が作成した食育計画(旬の食材から季節を感じる、野菜の栽培・収穫、食事の準備や後片づけへの参加等)の実施状況について確認した。 令和4年度施設指導監査実施数 幼保連携型認定こども園 19施設 (19施設) 認可保育所 31施設 (31施設) 小規模保育所 3施設 (3施設) 家庭的保育事業所 14施設 (14施設) ※ ()内は、令和4年4月1日現在の施設数		引き続き、指導監査時の確認事項とする。		指導監査課

54	3-(2)-コ	ピロリ菌対策事業		
若年層の将来の胃がん発症のリスク低減及び感染予防のため、中学2年生を対象に全額公費負担でピロリ菌検査・除菌事業を実施します。				
担当課	健康管理支援課	対象年齢	中学2年生	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・一次検査(尿検査)を実施し、2,060人が受検した(受検率65.0%)。 ・一次検査陽性者に対して確定検査(尿素呼気検査)を実施し、75人が受検した(受検率89.3%)。 ・確定検査陽性者21人に対して除菌治療を実施した。 ・除菌治療受診者21人のうち、成功した人が7人、除菌確認できなかった人が13人、判定検査未受検者が1人であった。除菌確認ができなかった人に対しては、再除菌治療の案内を予定している。		引き続き、中学2年生のピロリ菌対策事業を実施していく		健康管理支援課

大柱4 子どもと青少年が心身ともに健やかに成長するための環境づくり

中柱1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の推進

55	4-(1)-ア	地域資源や外部人材等を活用した指導の推進		
本市の自然や芸術文化、先端技術等の地域資源を活用するとともに、地域教育ボランティアや外部人材の協力を得ながら児童、生徒の学習活動を実施します。 ・保育園や学校等での環境教育指導者による環境学習の開催 ・自然観察会の実施 等				
R2策定時担当課	教育指導課、環境企画課、 自然環境共生課、博物館運営課		対象年齢	3歳～中学生、保護者
R5担当課	教育指導課、環境政策課、 自然環境・河川課、博物館運営課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・教育人材バンクや学校教育支援チューターを広く募り、各学校へ周知した。教育人材バンクへの登録者は、学校運営協議会制度の浸透に伴い、教育委員会が一括して募集するニーズが低下している。学校教育支援チューターは、教職課程を履修する学生を中心に約60名が登録し、学校への派遣を行った。 ・コロナ禍で、活動に制限は生じたものの、小学校27校、中学校6校で、学校図書館ボランティアを活用し、図書整備等の協力を得た。		・学校教育支援チューターを広く募り、各学校へ周知する。 ・学校で目指す学校図書館像を共有し、司書教諭、学校司書、学校図書館ボランティアが協働して学校図書館運営に携われるように、学校図書館ボランティア養成講座を行う。		教育指導課
・国等で認定した環境カウンセラー等を環境教育指導者として登録し、講師派遣を希望する学校に派遣した。 派遣先：小学校5回(4校、派遣人数：延12人、受講者数延201人)、保育園4回(4園、派遣人数：延12人、受講者数延105人) ・猿島において、森林インストラクター等を講師とし、自然観察を中心とした体験的な環境学習を実施した。 小学校8校、508人参加		・引き続き、環境教育指導者の学校等への派遣や、自然観察の体験的な環境学習を実施する。 ・引き続き、森林インストラクターを講師とし、猿島の自然観察や体験的な環境学習を実施する。		環境政策課
・学区の自然環境体験事業(10校、41回、延べ2,638人) ・田んぼ学校(荻野小学校：田植え、稲刈り、脱穀を実施。1クラス26人)		・学区の自然体験事業は年間12校を対象に募集する。 ・田んぼ学校(荻野小学校)を年3回実施する		自然環境・河川課
自然環境研究会等の協力により各種教室を開催 ・「基礎から学ぼう昆虫学」(全4回、延べ123人) ・「ウミウシの観察」(25人) ・「潮だまりの生き物」(21人) ・「こども地球教室」(34人) ・「箱めがねで磯の生き物観察」(23人)		引き続き、自然環境研究会(相模湾海洋生物研究会・三浦半島活断層調査会)等の協力による教室、自然観察会などを企画、実施する		博物館運営課

56	4-(1)-イ	体験学習、交流活動の機会の充実		
総合的な学習の時間等を活用し、児童、生徒が自然や動植物とふれあったり、地域の高齢者との交流を通して昔の遊びを体験したりする機会を提供します。 また、職場見学、職場体験等のキャリア教育を推進します。 ・中学、高校生の職場体験の受け入れ ・地域高齢者との交流会の実施 ・体験学習の実施 等				
R2策定時担当課	教育指導課、保育課、博物館運営課		対象年齢	0歳～高校生
R5担当課	教育指導課、子育て支援課、博物館運営課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・総合的な学習の時間、道徳、特別活動、生活科の時間などを活用し、自然や動植物、人とふれ合う学習を計画し、実施した。		今後も各学校において生活科や総合的な学習の時間に豊かな体験活動を行い、子どもたちに自然や人とふれあう学びを提供する。		教育指導課
・年2回の地域の高齢者と過ごす「敬老会」は未実施。 ・中・高生の職場体験の受け入れは実施した。		・年2回の「敬老会」は実施する。 ・中・高生のキャリア教育は引き続き、協力し実施する。		子育て支援課
・小学校3年生の社会科の授業「昔の道具とくらし」の授業支援として、博物館本館にて展示解説を行った。 市立武山小学校(11月4日) 市立城北小学校(11月25日) 市立神明小学校(2月9日) 市立諏訪小学校(2月16日) 市立浦賀小学校(2月17日) 市立大矢部小学校(2月22日) 市立沢山小学校(2月24日) 市立桜小学校(3月3日) 市立森崎小学校(3月7日) 市立田戸小学校(3月8日) ・中学生の職場体験については、新型コロナウイルスの影響により、希望する学校がなかった。		・今後も引き続き、小学校3年生の社会科の授業「昔の道具とくらし」に対する授業支援として、小学生の祖父母時代に使用していた生活道具や職人道具などを展示解説するとともに、当時の生活の一部を体験させる。 ・中学生の職場体験を受け入れキャリア教育の推進を図るとともに地域の歴史や文化への理解を深める。		博物館運営課

57	4-(1)-ウ	芸術鑑賞教育の実施		
幼稚園、保育所、認定こども園等の子どもに対し、芸術にふれあう機会を提供します。 ・学芸員とともに行う対話型鑑賞教育の実施 ・幼児が美術館に来館して行う、対話型鑑賞教育及び鑑賞マナー教育の実施 等				
R2策定時担当課		保育課、美術館運営課	対象年齢	0歳～就学前
R5担当課		子育て支援課、美術館運営課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・コロナ禍での対話型鑑賞教育を実施。 ・出前トーク未実施で美術館見学のみ実施。		公立園8園で美術館見学を実施する。今年度は美術館学芸員による出前トークを2園で再開する。他の6園は美術館見学時に対話型鑑賞教育及び鑑賞マナー教育を実施し、子どもたちが芸術に触れあう機会を提供する。		子育て支援課
・公立保育所8園の5歳児を対象。美術館を訪れ、作品カードを使って美術作品に親しむとともに学芸員と作品を鑑賞する「遠足プログラム」を行った(8園135人が参加)。 ・対話型鑑賞教育・鑑賞マナー教育を実施した。 ・学芸員が保育所を訪問し、カードやパズルなどを使って美術作品に親しむ「出前プログラム」は、新型コロナウイルス感染防止のため中止とした。		令和5年度も「遠足プログラム」を実施する。「出前プログラム」については、希望する園に対して実施する。		美術館運営課

58	4-(1)-エ	ホームタウンチーム活動推進事業		
体を動かすことや、スポーツの楽しさを伝え、子どもに夢や感動を与えることができるよう、横須賀市をホームタウンとするプロスポーツチームと連携し、現役選手やコーチによる学校訪問を行います。 ・横浜DeNA ベイスターズファームチームによる小学校訪問 ・横浜DeNA ベイスターズ球団マスコットと、オフィシャルパフォーマンスチームdiana による幼稚園等訪問 ・横浜F・マリノスのコーチが幼稚園等に訪問				
担当課	スポーツ振興課	対象年齢	0 歳～12 歳(特別支援学校 は13 歳～18 歳も対象)	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・横浜DeNA ベイスターズファームチームによる小学校訪問 →実施校 0校 ・横浜DeNA ベイスターズ球団マスコットと、オフィシャルパフォーマンスチームdiana による幼稚園等訪問 →実施園 3園 ・横浜F・マリノスのコーチが小学校等に訪問 →実施校 24校6園 F・マリノスのコーチが訪問した小学校等にはサッカーボールなどのスポーツ環境向上に資する物品を 贈呈した。		・横浜DeNA ベイスターズファームチームによる小学校訪問 ・横浜DeNA ベイスターズ球団マスコットと、オフィシャルパフォーマンスチームdiana による幼稚園等訪問 ・横浜F・マリノスのコーチが小学校等に訪問 訪問した学校等にサッカーボール等のスポーツ環境向上に資する物品を贈呈予定。 3事業とも今後も実施継続予定		スポーツ振興課

59	4-(1)-オ	子どもの生活リズムの確立		
幼稚園、保育所、認定こども園での指導や乳幼児健康診査、子育て教室等を通じて子どもにとっての適切な運動、休養及び睡眠の必要性に対する意識を啓発し、子どもの健康を大切にしたい家庭生活となるよう、生活リズムの確立を進めます。				
R2策定時担当課	こども健康課、保育課		対象年齢	0歳～就学前、保護者
R5担当課	地域健康課、子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
乳幼児健診や各種教室で適切な運動、休養及び睡眠の必要性などの啓発や情報提供を実施した。			引き続き、乳幼児健診や各種教室での啓発や情報提供を実施する。	地域健康課
・年間指導計画(年齢別指導計画)に基づき、園児の発達段階に応じた生活リズムや食習慣が確立できるよう保育を行った。 ・食事のおたよりを園と保護者に配布し、感染症予防対策など適切な情報発信を行った。			・年間指導計画(年齢別指導計画)に基づき、園児の発達段階に応じた生活リズムや食習慣が確立できるよう保育を行う。 ・食のおたより等を通じて園と保護者に健康安全に関する情報発信も行う。	子育て支援課

60	4-(1)-カ	思春期の健康づくりの推進		
望ましい食習慣や生活リズム、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止等について、児童、生徒の意識を啓発し、思春期の健康づくりを進めます。 また、命の大切さ、避妊、性感染症及びエイズについて学ぶ機会を提供します。 ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する教室の開催 ・エイズに関する啓発の実施 ・ケータイ・スマホの使い方に関する理解啓発(リーフレットの配布等) ・体と心の変化、命の大切さ、妊娠等に関する健康教育及び性に関する指導の実施 等				
R2策定時担当課	こども健康課、保健所健康づくり課、保健体育課、支援教育課		対象年齢	思春期
R5担当課	地域健康課、保健所保健予防課、保健体育課、支援教育課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
市内養護学校の高校2年生に、男女の体の変化について性教育を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止している。			若者を対象として、性感染症の予防や命の大切さについて啓発を実施する。	地域健康課
・市内中学1校、高校1校から依頼を受け、性感染症についての健康づくり教室を実施した。 ・エイズ・性感染症に関するポスターを市内医療機関11か所、高校13校、大学・短大・専門学校8校、庁内20施設に掲示依頼をした。			・保健所で実施しているエイズ・性感染症検査を周知するための案内カードを作成し、市内学校や医療機関に配架することにより、啓発を図る。あわせてホームページやSNSを活用し広く周知をする。 ・定期的な無料・匿名のエイズ等性感染症検査を実施する。エイズ・性感染症予防に関する健康づくり教室を実施する。	保健所 保健予防課
学習指導要領に沿った喫煙・飲酒、薬物乱用防止、性感染症等に関する指導のほか、薬物乱用防止教室や講師派遣を行い、児童生徒、教職員の意識啓発を図った。			引き続き、薬物乱用防止等の取組により、思春期の健康づくりを推進する。	保健体育課
・「よこすか ケータイ・スマホSNS スタンダード」リーフレットの小中学校保護者用と新入生用として中学校生徒用を作成し配付した。 ・リーフレットと指導用資料はイントラネットで公開し、授業等での活用について周知した。			イントラネット上で公開している指導用資料や配布したリーフレットについて、授業等や入学説明会時での活用を周知し、児童生徒及び保護者への理解啓発を継続する。	支援教育課

61	4-(1)-キ	多様な性の理解推進		
男性と女性で分けることや、恋愛の対象を異性と決めつけないこと、一人一人の性の在り方は異なることなど、性の多様性を理解する大切さを伝える機会の提供を推進します。 ・性的マイノリティに関する研修の実施 ・性的マイノリティ啓発パネルの貸し出し ・性的マイノリティ啓発リーフレットの配布				
R2策定時担当課	人権・男女共同参画課、教育研究所、支援教育課		対象年齢	小学生～高校生
R5担当課	人権・ダイバーシティ推進課、教育研究所、支援教育課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・多様な性に関する研修を小中学校合わせて5校で開催した。 ・啓発パネル展示を市内3か所で行い、小中学校5校へ貸し出した。 ・啓発リーフレット「性別で決めつけをいませんか？」を市立全中学1年生や研修パネル展示の際に配布した。		・多様な性に関する研修を小中学校で開催する。 ・啓発パネル展示を市内施設で行い、小中学校へ貸し出す。 ・啓発リーフレットを希望校へ配布する。		人権・ダイバーシティ推進課
教職5年経験者研修と教育課題研修として研修を実施した。		教職5年経験者研修と人権教育担当者研修で研修予定。		教育研究所
生徒指導担当者研修講座において、話題の一つとして扱った。		生徒指導担当者研修講座等において、引き続き多様な性に関する周知を行う。		支援教育課

62	4-(1)-ク	健康教育の推進		
児童生徒の体力や運動能力、運動習慣等に関する実態を把握し、その結果を活用して、体育・健康に関する指導が学校の教育活動全体を通じて適切に行われるよう推進します。 また、児童生徒が自ら考え、判断して、生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、生活習慣を見直す機会の確保や、食に関する指導等の健康教育を推進します。				
担当課	保健体育課	対象年齢	小学生～中学生	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査を小学校3年生～中学校3年生を対象に実施した。 ・各学校において、体育／保健体育科の授業だけではなく、学校の教育活動全体を通して、子どもたちの生活習慣の見直しや、食教育等の健康教育を推進した。		・横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査を分析し、学校が中心となり、家庭と連携した子どもたちの生活習慣改善の推進を図っていく。 ・横須賀市児童生徒健康・体力向上推進委員会及び同担当部会において、子どもたちの実態に応じた具体的な取組を協議する。		保健体育課

63	4-(1)-ケ	体力づくりの推進		
子どもの体力の実態を把握するため、小中学校等で新体力テストを実施します。実施結果を体育、保健体育の授業での指導の工夫、改善や子どもが自ら進んで体力向上を図ることに活用し、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣、意欲、能力を高めます。				
R2策定時担当課	保健体育課、保育課		対象年齢	0歳～中学生
R5担当課	保健体育課、子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
・横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査を小学校3年生～中学校3年生を対象に実施した。 ・生涯にわたってスポーツに親しむことにつながる、スポーツや運動に対する肯定的な捉えが高まるよう、体育/保健体育科の授業改善を中心とした、健康・体力づくりを推進した。			・横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査を分析し、体育/保健体育科の授業改善中心にした体力向上の推進を図っていく。 ・横須賀市児童生徒健康・体力向上推進委員会及び同担当部会において、子どもたちの実態に応じた具体的な取組を協議する。 ・各種研修会を開催し、教員の指導力向上に努める。	保健体育課
学内の感染症対策のため未実施。			学生の研究に対する協力のため実施未定。	子育て支援課

64	4-(1)-コ	学校における食育の推進		
子どもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域の連携・協働による食育の充実を図ります。 また、中学校完全給食の実施に向けて、小中学校9年間を通した食に関する指導の充実を図ります。 ・「給食時間マニュアル」に基づいた給食指導 ・中学校完全給食の実施 等				
R2策定時担当課	保健体育課		対象年齢	小学生～中学生
R5担当課	学校食育課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
（小学校） ・全校で「給食時間マニュアル（小学校版）」に基づく給食指導を継続して実施した。 （中学校） ・全校で「給食時間マニュアル（中学校版）」に基づく給食指導を継続して実施した。 ・完全給食開始2年目となり、給食時間マニュアルの活用のほか、給食ひとくちメモや献立写真の活用、栄養教諭の巡回指導を強化し、さらなる食育の充実に努めた。（その他） ・家庭との連携による食育の充実を図るため、保護者等を対象に、管理栄養士・栄養教諭による講義・給食センターの見学及び給食の試食を行う「食育講座」を24回実施した。（当初20回予定）			・小学校から中学校まで9年間の学校給食を通して、児童生徒が望ましい食習慣とその実践力を身に付けられるよう、給食時間マニュアルに沿った給食指導を継続して行う。 ・食育担当者会や栄養教諭を中心としたネットワーク等を活用し、より実効性のある計画の作成とそれに沿った食に関する指導の充実を図る。 ・家庭との連携をさらに広げるため「食育講座」を継続するとともに、児童・保護者を対象に、給食センター調理場内見学や栄養教諭による講義などを行う夏季特別講座を開催する。（夏休み期間中に2回予定）	学校食育課

65	4-(1)-サ	学習支援員の配置		
児童・生徒が確かな学力を身につけられるよう、「横須賀市学力向上推進プラン」に基づき、学力向上の取り組みを充実します。 ・全小・中学校に配置				
担当課	教育指導課	対象年齢	小学生～中学生	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・小・中学校に会計年度任用職員(学習支援員)を派遣し、主に学習状況に課題の見られる児童・生徒を対象として学習支援を行った。 令和4年度実績 小学校(46校)週3～6回の派遣 実配置時間数 27,460時間 中学校(23校)週2～6回の派遣 実配置時間数 7,760時間 ・平成24年度から、学習支援員事業の質の向上を図るため、学習支援員の連絡会を継続して実施している。		・引き続き、「学力向上学習支援員」(「旧学力向上サポートティーチャー」)事業を実施し、学習状況に課題の見られる児童生徒の支援を行う。 ・学習支援員(旧サポートティーチャー)の質の向上を図るため、学習支援員(旧サポートティーチャー)の連絡会を継続して実施する。		教育指導課

66	4-(1)-シ	就学前教育・保育と小学校教育の連携【1-(1)-エの再掲】		
就学前の子どもがスムーズに小学校での生活に移行できるよう幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携を図ります。 ・各幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校による情報交換会の開催 ・近隣小学校との給食体験や防災訓練等を通じた連携 等				
R2策定時担当課	保育課、教育指導課		対象年齢	0歳～小学生、支援者
R5担当課	子育て支援課、教育指導課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
小学校との給食交流事業等は、新型コロナウイルス感染防止のため中止した。			学校食育課と連携し、給食交流会を再開する予定。	子育て支援課
・就学前教育に係る各園と小学校の担当者による情報交換会を令和4年7月13日開催し、各園と小学校合わせて90名が参加した。 ・小学校教諭による保育所見学を令和4年7月25・26日に船越保育園を会場に行い、13名が参加した。 ・小学校教諭を対象としたスタートカリキュラムの研修を令和5年2月1日に行い、46名が参加した。			・就学前教育に係る各園と小学校の担当会を対面にて開催する。 ・市立小学校対象にスタートカリキュラムの研修講座と公立保育所を会場にした参観を取り入れた研修を実施し、互いの教育活動を知り、よりよい連携を図る。	教育指導課

67	4-(1)-ス	社会的居場所づくり支援事業の充実		
生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等のうち、学習支援を要する者、ひきこもりや不登校となっている者の、健全な学習・育成・社会参加及び自立の助長を図ります。 ・生活保護世帯の小学・中学・高校生への個別学習支援 ・生活困窮世帯の中学生への学習支援 ・生活保護世帯等の子どもと保護者に対する相談 等				
担当課	生活福祉課、生活支援課	対象年齢	小学生～高校生	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・平成23年度から生活保護受給世帯の中学生等を対象に、NPO法人に委託して学習支援を実施した。 令和4年度実績 中学生15人・高校生8人に対し学習支援を実施 ・平成24年度から、子ども支援員を配置し、家庭訪問等を通じて家庭状況を把握したうえで、子どもの日常生活や親の生活習慣等、世帯全体の課題解決に向けた支援を行った。 令和4年度実績 家庭訪問等支援回数 560回		・引き続き、生活保護受給世帯の中学生等を対象に学習支援を実施する。こども支援員により、生活保護受給世帯で不登校の小中学生や中退高校生のいる家庭の支援を実施する。 ・令和4年度より、NPO法人に委託をし、高校生を対象にした中退防止のための学習支援、進学へ向けた学習支援、高校生の居場所づくり支援を行う。さらに、生活保護世帯の子どもが多く在籍する高校との連携を継続して行い、中途退学防止のネットワークづくりを目指す。		生活福祉課
・平成28年度から生活困窮世帯の中学3年生を対象に、NPO法人に委託して学習支援を実施した。 令和4年度実績 9地区 中学3年生90人に対し学習支援を実施		令和5年度は、引き続き、市内全域(9か所)で就学援助費が認定されている世帯の中学3年生を対象にNPO法人に委託して学習支援を実施する。		生活支援課

68	4-(1)-セ	関係部局での相談体制の充実と情報提供【2-(1)-イの再掲】		
はぐみかんでの子どもや青少年に関する総合相談機能を関係機関との連携を図りながら充実するとともに、広報や子育てガイド、ホームページ等により子育て支援や青少年の健全育成に関する情報を提供します。 教育委員会には、教育相談窓口を設置して、学校教育にかかわる相談に対し速やかに対応します。 ・各種ガイドブックの作成・配布 ・各種相談の実施 ・来所相談、電話相談、メール相談の実施 ・外国語による相談支援 等				
R2策定時担当課	こども家庭支援課、こども健康課、児童相談課、こども育成総務課、支援教育課	対象年齢	誕生前～20歳未満、保護者、支援者	
R5担当課	こども家庭支援課、地域健康課、児童相談課、子育て支援課、支援教育課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
こども青少年相談の実施 新規相談 130件 (うち継続相談 95件) 相談延回数 1,236回 かながわ子ども家庭110番相談LINE 延207件		・子育て支援や青少年の健全育成の情報について、ホームページや広報、カード配布による発信を充実させていく。 ・引き続き、支援教育課、こども家庭支援課、児童相談課で連携を図りながら、本人・保護者や学校支援を行っていく。		こども家庭支援課
・子育て情報パンフレットを作成し、母子健康手帳交付時及び、こんにちは赤ちゃん訪問時等に配布した。 産後ケア、プレマブレパ教室等のご案内 1,830部配布 子育て情報パンフレット等 1,800部配布 ・婚姻届提出時などに妊娠に関する知識の普及・啓発のためのパンフレットを配架するとともに、妊娠を望む夫婦を対象としたセミナーを開催した。 パンフレット 1,893部配架 妊活セミナー 1回 39人(Zoom開催)		充実した相談体制をめざして、母子関連部署等と連携して取り組み、情報提供を行う。		地域健康課
児童相談所として、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受け、必要に応じ関係機関等と連携を図りながら、児童・家族等の支援を行った。 相談受付件数 1,458件		引き続き、児童相談所として関係機関等と連携し、支援を行う。		児童相談課
子育てに関する便利帳である「子育てガイド」を8,000部作成し、母子健康手帳交付時や子育て世帯の転入時に配付するほか、関係機関へ配布した。		「子育てガイド」を毎年情報を更新し作成、配布する。		子育て支援課
学校生活に関する相談や相談教室に関する相談 来所相談、電話相談、メール相談の実施 新規相談211件 支援対応延べ件数3,063件		来所相談、電話相談、メール相談を引き続き実施する。		支援教育課

69	4-(1)-ソ	地域での相談体制の充実と情報提供【2-(1)-ウの再掲】		
地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや愛らんど、保育所、学校の相談員、教育委員会の教育相談、子育て支援団体により、子どもや子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。 また、子育て支援や関係機関と連携し、相談体制を充実します。				
R2策定時担当課	こども健康課、保育課、支援教育課、 こども育成総務課	対象年齢	0歳～18歳、保護者	
R5担当課	地域健康課、こども家庭支援課、子育て支援課、 支援教育課、健康増進課、健康管理支援課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・健康福祉センターで育児相談会(スカリン育児相談会)を実施した。 11回 延べ138人(うち母子歯科相談は45人) ・健康福祉センターで、心理相談員による親のメンタルヘルス相談を実施した。 63回 延べ56人		引き続き、相談体制の充実に努める。		地域健康課 健康増進課 健康管理支援課
親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談で保護者のケアを行った。 相談延べ499人		引き続き、関係機関と連携し、相談体制を充実させる。		こども家庭支援課
・公立園では園見学、園庭開放を通し、地域の子育て世帯の相談を実施した。 ・愛らんどでは11月に組数制限を解除し、多くの市民が利用できる体制を整えた。		気になる保護者や児童に関しては、引き続き健康福祉センターや児童相談所などの関係機関と連携し、相談体制を充実させる。		子育て支援課
子ども会指導者協議会や母親クラブ連絡会、青少年関係団体との連携や活動支援を通じて、地域での子育て支援、青少年の健全育成を推進した。		引き続き、青少年関係団体との連携や活動支援を行う。		
来所相談: 月曜日～金曜日9:00～17:00 電話相談: 月・水・金曜日9:00～17:00 メール相談: 随時受付 ・学校生活に関する相談や相談教室に関する相談を受けている。 ・教育相談での見立てや支援方針を共有し、学校での支援につなげることができた。		・来所相談、電話相談、メール相談を引き続き実施する。 ・学校と連携して支援する。		支援教育課

中柱2 放課後児童の居場所の充実

70	4-(2)-ア	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の充実		
放課後児童を対象とした放課後児童クラブに対する助成を行い、放課後、子どもが安心して過ごせる生活の場、遊びの場を確保します。 また、安定した運営が確立されるよう、小学校の教室等の活用などによる場の確保を含め、制度の充実に努めます。引き続き放課後児童支援員等の処遇改善に努めるとともに、研修会を開催し、子どもの接し方や指導についての知識と技術向上を図ります。				
R2策定時担当課	こども育成総務課、教育政策課		対象年齢	小学生、保護者
R5担当課	子育て支援課、教育政策課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・令和4年度放課後児童クラブ 78クラブ 在籍人数 2,540人 (うち小学校内設置クラブ 30クラブ) ・公設の逸見小学校放課後児童クラブの運営を行った。 ・富士見小学校の教室改修工事を行った。		・放課後児童クラブの量の確保と質の向上を図る。 ・支援員等の研修を実施し、質の向上を図る。 ・小学校の教室等を活用して放課後児童クラブを積極的に設置する。		子育て支援課 教育政策課

71	4-(2)-イ	放課後子ども教室の充実			
小学生が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、学習や多様な体験・活動を行う放課後子ども教室を拡充します。 ・放課後子ども教室数 7か所以上					
R2策定時担当課		こども育成総務課、教育政策課		対象年齢	小学生
R5担当課		子育て支援課、教育政策課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定		課名
小学校5校で放課後子ども教室を実施した。 (鷹取小学校・鶴久保小学校・公郷小学校・津久井小学校・荻野小学校)			・放課後子ども教室を設置していない小学校への設置を進める。 ・昨年度まで、運営を事業者に委託していたが、今年度から市の直営とし、市の職員を配置するとともに、地域のボランティアの協力を得ながら、安全・安心な子どもの居場所づくりを進めていく。		子育て支援課 教育政策課

72	4-(2)-ウ	一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の推進		
児童の健全育成を図り、放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、同一の小学校内に放課後児童クラブと放課後子ども教室を設置します。 ・一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室実施数 2か所以上				
R2策定時担当課	こども育成総務課、教育政策課		対象年齢	小学生
R5担当課	子育て支援課、教育政策課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
・鷹取小学校・公郷小学校と荻野小学校で一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施した。 (「一体型」とは、同じ学校の敷地内に設置された放課後児童クラブの登録児童が放課後子ども教室に参加できるよう、必要な体制がとられたものを指す)			・新たに、鶴久保小学校で「一体型」放課後子ども教室を実施する。 また、学校内に放課後児童クラブがある学校に、新規で放課後子ども教室を設置する場合は一体型で実施する。	子育て支援課 教育政策課

73	4-(2)-エ	放課後児童クラブの公設化の検討		
現在1か所ある公設放課後児童クラブに加え、小学校に設置している、民設放課後児童クラブのうち、保護者の負担が大きいなどの問題を抱えているクラブについて、関係者との十分な協議を踏まえ、公設化を検討します。				
R2策定時担当課	こども育成総務課		対象年齢	小学生
R5担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
民設放課後児童クラブに対し、公設化に関するアンケート調査を実施した。また、令和5年4月開設の公設の鶴久保小学校放課後児童クラブの準備を行った。			令和4年度に民設放課後児童クラブへ実施した公設化の調査結果をもとに、公設化の協議を進めていく。	子育て支援課

74	4-(2)-オ	既存施設の活用の推進		
子どもの接し方や指導についての知識と技術向上を図り、より利用しやすい放課後児童の居場所として、みんなの家等の既存施設を活用します。				
R2策定時担当課	こども育成総務課		対象年齢	小学生
R5担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・放課後児童の居場所として、既存施設の活用について検討した。		・引き続き、放課後児童の居場所として、既存施設の活用について検討する。		子育て支援課

中柱3 子どもと青少年の多様な体験、社会参加、キャリアアップの促進

75	4-(3)-ア	青少年関係団体の活動支援の推進		
青少年関係団体が子どもや青少年の健全育成のために様々な活動を行えるよう、活動の場の確保、活動のPR等を支援します。 ・母親クラブ ・子ども会指導者協議会 ・ジュニアリーダーズ ・青少年育成推進員連絡協議会 等				
R2策定時担当課	こども育成総務課	対象年齢	0歳～22 歳、支援者	
R5担当課	子育て支援課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できない活動が多い中、青少年関係団体が企画する行事の実施に際し、よりスムーズな運営と多くの市民への周知のため、会場の確保やチラシ・ポスターの掲示や配布等による支援を行った。 ・青少年団体連絡室を青少年会館に設置し、会議等の場所の支援を行った。		引き続き、青少年関係団体の取り組みを支援し、地域における青少年育成活動を促進する。		子育て支援課

76	4-(3)-イ	若い世代のリーダー養成の充実		
ジュニアリーダー養成講習会、研修会を開催し、地域で活動する青少年ボランティアのリーダーとしての人材を養成するとともに、地域における活動をはじめ、その活動を支援します。 ・養成講習会修了者数 65 人 ・地域活動参加者数 延べ205 人				
R2策定時担当課	こども育成総務課		対象年齢	小学3年生～22 歳
R5担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・ジュニアリーダー養成講習会等を毎年実施。養成講習会修了者で組織している横須賀市ジュニアリーダーズの活動を支援することにより、ジュニアリーダーの地域活動への参加等を促進した。 令和4年度登録数 36人 令和4年度地域活動参加者数 28人(新型コロナウイルス感染症の影響で行事が減ったため減少した。 参考:令和元年度地域活動参加者数 104人)		引き続き、ジュニアリーダーの養成、活動支援を行う。		子育て支援課

77	4-(3)-ウ	若者の就労促進		
横須賀市、横須賀商工会議所及び神奈川労働局の3者で締結した「横須賀市民の就労支援事業の実施に関する協定」に基づき、就職を目指す若者を対象に合同企業就職説明会を開催し、その人に合った職種や業種を選択できる機会を提供します。 また、企業が求める技術・技能を習得することは就職に結びつきやすいため、県立職業技術校等に就学する者に奨励金を支給し支援します。その他、適時適切に就職情報を提供するなどして、若者の就労を促進します。 ・協定事業 (i)若年求職者を対象とした合同企業就職説明会の開催 (ii)高校生を対象とした業種、企業説明会の開催やインターンシップの支援 ・県立職業技術等就学者奨励金の支給 ・ハローワークと連携した就職情報の提供				
担当課	経済企画課	対象年齢	18歳～40歳未満	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・ハローワーク、商工会議所と3者による、高校生対象及び大学生対象の合同就職説明会を実施した。 大学生対象合説 7月13日 参加企業:35社 57人参加 高校生対象合説 7月7日 参加企業:43社 80人参加 ・就職に関する情報をホームページに掲載し、情報提供を行った。		「横須賀市民の就労支援事業の実施に関する協定」(平成31年3月、市・横須賀商工会議所・神奈川労働局の3者で締結)に基づき、高校生を対象に校内職業別インターンシップ受入支援事業等を実施予定。 また、合同企業説明会(高校生、大学生等対象)の実施や市ホームページ等での情報提供を実施予定。		経済企画課

78	4-(3)-エ	学校外での多様な体験の推進		
子どもと青少年が異年齢とふれあったり、国内外の子どもや青少年と交流したりする機会を提供します。 また、環境学習や野外活動、農業体験等、学校外での様々な体験活動を推進します。 ・体験型環境学習の実施 ・自然観察会の実施 ・健康福祉センターにおける中学生の職場体験の受入れ ・農業体験の実施 等				
R2策定時担当課		こども育成総務課、こども健康課、 国際交流・基地政策課、環境企画課、 自然環境共生課、農業振興課、 博物館運営課	対象年齢	0歳～大学生、保護者、教員
R5担当課		子育て支援課、地域健康課、 国際交流・基地政策課、環境政策課、 自然環境・河川課、農水産業振興課、 博物館運営課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
多様な遊びを体験する子ども向け行事「あそびにおいでよ」を実施した。 青少年会館・青少年の家の14施設で、6月から3月までの間に115行事を実施し、延べ1,393人が参加。		今後においても、多様な遊びを体験する子ども向け行事「あそびにおいでよ」を、6月から青少年会館と青少年の家において各9回を実施予定。		子育て支援課
双子、三つ子を対象としたツインズ全体会で、中高生を含めた保育ボランティアを例年受け入れているが、新型コロナウイルス感染症防止により学生の受け入れは中止とした。		ツインズ全体会など保育を要するイベントが開催される場合は、保育ボランティアの受け入れ等、妊婦や乳幼児とその保護者とのふれあいの機会を提供する。		地域健康課
・子どもや青少年のための国際交流イベントを行った。 国際ユースフォーラム 令和4年12月3日 ヴェルクよこすか及びオンライン 60人参加 ・米海軍横須賀基地内にあるメリーランド大学の英語学習プログラム(ブリッジプログラム)を市民が受講した。 令和4年8月～令和5年8月(全6学期、第6学期のみ選択制) 受講者13人(うち市民10人) 以下の事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 ・姉妹都市との高校生の派遣・受け入れ ・市立横須賀総合高校と米海軍横須賀基地内にあるキニックハイスクールとの短期交換留学		引き続き、国際交流事業や米海軍基地内の教育機関と連携した事業を行い青少年の国際理解を深める。		国際交流・基地政策課
猿島において、森林インストラクター等を講師とし、自然観察を中心とした体験的な環境学習を実施した。 小学校8校、508人参加		引き続き、森林インストラクターを講師とし、猿島の自然観察や体験的な環境学習を実施する。		環境政策課
・自然観察会の実施(6/5@長坂緑地12人うち子ども4人、9/25@長坂緑地8人うち子ども3人) ・長坂緑地沢山池の里山において自然体験会を実施 ①親子を対象とした田んぼ体験(田植え5/29参加者64人、稲刈り10/2参加者47人) ②里山の素材でリースづくり(11/27参加者17人) ③里山の素材で門松づくり(12/18参加者37人) ・野比かがみ田緑地にて自然観察会の実施(10/15参加者23人うち子ども7人、3/11参加者31人うち子ども8人)		・自然観察会は年2回実施 ・里山での自然体験会(親子で田んぼ、リースづくり、門松づくり)の実施ほか ・里山での自然観察会(年2回予定)		自然環境・河川課

農業に関する意識啓発及び交流促進事業(農業体験)の実施 ・対象:市内小学校2校の5年生 ・内容:①JAおよび市職員による「よこすか野菜」についての出張授業 ②自校での野菜栽培に対する農家からの栽培指導 ・効果:児童は栽培から収穫までの体験や、農業に携わる人々の声を聞くことで、地元の野菜や農業についての理解を深めることができた。 ・畜産関係PRイベント 未実施(予算計上なし)	・農業に関する意識啓発及び交流促進事業(農業体験) 自校栽培に対する支援(生産者による栽培支援、出張授業など)を市内小学校(3校)にて実施。 併せて、希望校に対しては地元の農業及び野菜に関する市職員による出張授業やJAによる圃場見学などを実施予定。 ・畜産関係PRイベント 実施予定なし(予算計上なし)	農水産業振興課
・「そだててしらべる!カブトムシ」(全2回、延べ58人) ・「潮だまりの生き物」(21人) ・「こども地球教室」(34人) ・「箱めがねで磯の生き物観察」(23人) ・「夜の昆虫かんさつ①②」(計62人) ・「植物はかせ入門」(全3回、延べ39人) ・「自分でつくる!化石レプリカ」(97人) ・「トウキョウサンショウウオの観察」(14人) ・「みんなの理科フェスティバル」(2日間開催、2,473人)	・今後も引き続き、海洋生物、地球科学、昆虫、植物など様々なジャンルの自然観察会・体験教室を実施する。 ・小中学生の自由研究や理科工作などの支援を行うとともにその成果の発表の場を設定し理科への興味関心を深める。(みんなの理科フェスティバル)	博物館運営課

79	4-(3)-オ	明日の文化の担い手の育成		
子どもが文化に親しみ、その優れた価値、楽しさを理解する取り組みや、様々な文化活動を体験する機会の充実を進めます。 ・ファミリーコンサートの実施 ・伝統芸能ワークショップの開催 ・小冊子「子ども向け横須賀ゆかりの歴史上の人物」の発行 ・地域の歴史や文化に関する資料の展示解説 ・民俗関係の映像展示				
担当課	文化振興課、博物館運営課	対象年齢	0歳～18歳、保護者	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・ファミリーコンサートを実施した(参加者1,093人) ・伝統芸能ワークショップを実施した(参加者21人) ・小冊子「横須賀ゆかりの歴史上の人物」6,000部発行		・ファミリーコンサートの開催 ・伝統芸能ワークショップの開催 ・小冊子「横須賀ゆかりの歴史上の人物」発行		文化振興課
5月1日(日)に、文化財収蔵庫内の国指定有形民俗文化財「三浦半島の漁撈用具」について解説を行った。 また、常設展示コーナーで民俗芸能の映像展示を行った。		・今後も引き続き、地域の歴史や文化に関する資料の展示解説を行い郷土文化への関心を深める。 ・後継者不足により消滅が危惧される民俗芸能の映像展示を行い郷土文化の重要性について理解を深める。		博物館運営課

中柱4 青少年を取り巻く環境の健全化

80	4-(4)-ア	社会環境健全化活動の推進		
青少年育成推進員等関係団体の協力を得て、青少年の非行問題が発生しやすい場所をパトロールするなど、青少年の非行防止に取り組みます。 また、酒、たばこの未成年者への販売禁止、有害図書の区分陳列、青少年の深夜立ち入り制限等の法令順守や青少年の見守り等について、事業者との協力関係をつくります。 ・青少年健全育成協力店の拡充・連携 ・青少年育成活動地域連絡会によるパトロール ・青少年育成推進員連絡協議会による非行防止キャンペーン 等				
R2策定時担当課	こども家庭支援課、こども育成総務課	対象年齢	4歳～20歳の子ども・青少年およびその家族、関係機関	
R5担当課	こども家庭支援課、子育て支援課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・青少年健全育成協力店の拡充は、令和4年度末時点で協力店舗数は計308店舗となった。 ・青少年の非行防止および健全育成を目的とした巡回指導員による地域指導は横須賀中央駅および汐入駅周辺、久里浜駅周辺など市内全域を活動範囲とし、青少年に指導・助言を行うことで非行行動の拡大を防ぐ活動を行った。 青少年巡回指導件数 349件(指導268件、助言 81件)		・青少年健全育成協力店は、今年度も引き続き店舗数の拡大を目指す。 ・巡回指導員による地域指導を引き続き行うことで非行行動を防ぐ活動を行っていく。		こども家庭支援課
・中学校区ごとに組織されている青少年育成活動地域連絡会にパトロール等の青少年育成活動を委託した。 ・青少年育成推進員連絡協議会に委託し、市内1か所で非行防止キャンペーンを実施した。 ・青少年育成推進員連絡協議会に社会環境実態調査を委託した。		・引き続き、中学校区ごとに組織されている青少年育成活動地域連絡会にパトロール等の青少年育成活動を委託する。 ・引き続き、青少年育成推進員連絡協議会に市内での非行防止活動等事業委託を行い、非行防止キャンペーンを実施する。 ・青少年育成推進員連絡協議会に、インターネットカフェ、マンガ喫茶などの状況を把握するための社会環境実態調査を委託する。		子育て支援課

81	4-(4)-イ	青少年を取り巻く環境の健全化に関する意識啓発		
インターネット上のトラブルや非行を防止するため、インターネット・SNS 等の適切な利用に関する啓発活動を行うほか、青少年にとって望ましい環境づくり等についてユース出前トークを開催します。 また、中学校区ごとに組織されている青少年育成活動地域連絡会の活動を支援し、青少年が健やかに成長する社会環境づくりに対する市民の意識を啓発します。 ・青少年育成活動地域連絡会の活動支援 ・ユース出前トーク ・インターネット等の適切な利用に関する啓発用リーフレットの配布 等				
R2策定時担当課	こども家庭支援課、こども育成総務課		対象年齢	4歳～20歳、保護者
R5担当課	こども家庭支援課、子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
青少年地域連絡会において、青少年育成推進員に対して、巡回指導における状況や巡回指導上の留意点、青少年健全育成協力店制度を主テーマとしてユース出前トークを実施した。(開催1回)			引き続き、青少年の健全育成に関する出前トーク(非行防止講座)を地域や中学校にて開催する。	こども家庭支援課
青少年育成活動地域連絡会の活動を支援し、青少年が健やかに成長する社会環境づくりに対する市民意識を啓発した。			引き続き青少年育成活動地域連絡会を支援する。	子育て支援課

大柱5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

中柱1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に向けた環境づくり

82	5-(1)-ア	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現にむけた 事業主に対する広報、啓発、情報提供		
ワーク・ライフ・バランスの実現を図るための多様な働き方の支援と男性を含めた働き方の見直しのために、事業主 に対し広報、啓発を行います。 また、必要に応じて事業所内保育所設置に対する助成制度等関係情報を提供します。 ・事業所内保育所の設置に関する相談 ・ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例紹介と啓発 等				
R2策定時担当課	人権・男女共同参画課、経済企画課、 幼保児童施設課		対象年齢	0歳～小学生、保護者、事業主
R5担当課	人権・ダイバーシティ推進課、 経済企画課、子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・ジェンダー平等実現の広報紙「ニューウェーブ」を2回 発行し、情報提供を行った。 ・ワーク・ライフ・バランスの実現に関するセミナーを1回 実施した。 ・セルフチェックによる職場研修を2回実施した。職場 リーダー会議研修を実施した。		引き続き、ニーズに見合った、より効果的な事 業展開を目指す。		人権・ダイバー シティ推進課
市内事業者に対し、市関連施設及び横須賀商工会議所 においてパンフレット配架による情報提供を行った。		引き続き、市から市内事業主へ、市関連施設 や横須賀商工会議所を通じた情報提供を行 う。		経済企画課
相談のあった事業者に対し、事業所内保育所設置に関 する情報提供を行った。		引き続き、事業所内保育所の設置に関する相 談や情報提供の充実に努める。		子育て支援課

83	5-(1)-イ	多様な保育サービスの充実		
延長保育、休日保育、幼稚園での預かり保育、放課後児童クラブ等、仕事と子育ての両立を支援する多様な保育サービスをさらに充実させるとともに、必要とする人が必要なときにサービスを受けられるよう情報を提供します。 ・認定こども園 31 か所 ・保育所 31 か所 ・幼稚園での預かり保育事業 全施設（公立施設を除く） ・一時預かり事業 14 か所 ・延長保育事業 全施設 ・休日保育事業 1か所 ・病児・病後児保育事業 3か所 ・放課後児童クラブ 83 か所 ・利用者支援事業（基本型・特定型）2か所				
R2策定時担当課		幼保児童施設課、保育課、こども育成総務課	対象年齢	0歳～小学生、保護者
R5担当課		子育て支援課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
・認定こども園 29か所 ・保育所 31か所 ・幼稚園での預かり保育事業 全施設（公立施設を除く） ・一時預かり事業 10 か所 ・延長保育事業 全施設 ・休日保育事業 2か所 ・病児・病後児保育事業 2か所			引き続き潜在的ニーズの把握に努め、必要に応じて拡充を検討するとともに、さらなる情報提供の充実を図る。	子育て支援課
子育て支援課の窓口に子育てコンシェルジュ（保育園入園相談・利用調整担当会計年度職員）を2名配置し、相談業務などを行った。			継続して子育て支援課の窓口に子育てコンシェルジュ（保育園入園相談・利用調整担当会計年度職員）を2名の配置し、相談業務などを行う。	
・放課後児童クラブ等に関する情報提供を行った。 ・放課後児童クラブ 78クラブ 在籍人数 2,540人 ・放課後子ども教室 5校 参加児童数 延9,696人			引き続き、必要に応じて設置を検討するとともに、さらなる情報提供の充実を図る。 ・放課後子ども教室の新規設置を進める	

84	5-(1)-ウ	企業主導型保育所の設置支援【1-(2)-力の再掲】		
多様な就業形態に対応し、待機児童の解消、仕事と子育ての両立に資する企業主導型保育事業所の設置について積極的に支援します。				
R2策定時担当課	幼保児童施設課、経済企画課		対象年齢	0歳～就学前、事業主
R5担当課	子育て支援課、経済企画課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
新規設置 0件 事前相談 0件 (参考) 令和5年3月31日現在設置数 9か所		企業主導型保育事業については、令和5年1月12日付で内閣府から「定員11万人分の受皿整備が概ね達成されたこと、待機児童数が全国的に減少していることから、令和4年度以降の新規募集及び定員増員は実施しない」旨公表されたことから、新規設置に係る支援は終了した。		子育て支援課
企業内保育所補助金の交付 0件		企業主導型保育事業については、令和5年1月12日付で内閣府から「定員11万人分の受皿整備が概ね達成されたこと、待機児童数が全国的に減少していることから、令和4年度以降の新規募集及び定員増員は実施しない」旨公表されたことから、国の企業主導型保育事業で補助対象にならない備品等のイニシャルコストへ市が単独で補助する制度を設けていたが、令和4年度をもって廃止した。 (国の制度では運営費に対しても継続して補助金交付がなされるが、新規募集を行っていないため、これから施設を整備しても運営が困難と見込まれ、設置のニーズがないと想定されることから本市制度について、廃止する判断をしている。)		経済企画課

中柱2 仕事と子育ての調和した家庭づくりに向けた啓発

85	5-(2)-ア	固定的な性別役割意識を超えてともに協力し、子どもを育てることの意義に関する学習の機会の提供		
家庭の役割の大切さや、固定的な性別役割意識を超えて、ともに協力して家庭を築き、子どもを育てることについての学習の機会を提供します。 ・各種講座や講演会の開催 ・広報紙や冊子等の作成配布 等				
R2策定時担当課	人権・男女共同参画課、教育指導課		対象年齢	小学生～高校生、保護者
R5担当課	人権・ダイバーシティ推進課、教育指導課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
・ジェンダー平等実現のための広報紙「ニューウェーブ」を2回発行し、情報提供を行った。 ・ジェンダー平等に関するセミナーを1回実施した。 ・ワーク・ライフ・バランスの実現に関するセミナーを1回実施した。 ・市内の中学3年生を対象に、中学生向け男女共同参画学習冊子「男女共同参画社会について考えよう～自分らしく生きるために～」を配布した。			ニーズを適宜とらえ、より効果的な情報提供に取り組む。また、教育現場や審議会の声を反映させ、より現場で利用してもらえるよう改定した中学生冊子を配布する。	人権・ダイバーシティ推進課
・学校教育においては道徳科の内容項目「家庭愛、家庭生活の充実」の特質及び児童生徒の発達を理解し、児童生徒が主体的に道徳性を養うことができるように指導した。 ・家庭科、技術・家庭科の学習指導要領に位置付けられている家族・家庭生活の指導内容に沿って、家庭生活と家族の大切さや家族・家庭の基本的な機能、家庭生活が家族の協力によって営まれていることに気付いたり、互いに協力し分担する必要があることを指導した。			各校の実情を踏まえて、十分な配慮を欠かさないう留意した上で、生活科、家庭科、技術・家庭科、道徳科を中心に家族・家庭生活の大切さについて指導する。	教育指導課

86	5-(2)-イ	妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供【3-(1)-クの再掲】												
健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供するため、妊婦とその配偶者を対象に「プレママ、プレパパ教室」を休日にも開催します。 また、子育て支援教室や乳幼児健康診査の機会に、親子の愛着形成の重要性について市民の意識を啓発します。特に子育てにおける父親の役割について考える機会、情報を提供します。母子健康手帳交付時に各種教室の周知を図ります。 ・プレママ、プレパパ教室の開催 ・プレママ、プレパパ歯科教室の開催 ・各種子育て教室の開催														
R2策定時担当課		こども健康課、保健所健康づくり課		対象年齢	誕生前									
R5担当課		地域健康課、健康増進課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】										
実績			今後の予定		課名									
・プレママ・プレパパ教室を、新型コロナウイルス感染症の影響で、7月から8月まで中止した。 平日 5回 延べ37人(うち配偶者18人) 休日 26回 延べ247人(うち配偶者119人) ・プレママ・プレパパ教室で使用する母子保健テキストを掲載した「子育てガイド」を母子健康手帳交付時に配布し、教室へ参加できない妊婦等へも情報提供を行った。また、「子育てガイド」に出産後の親のサポートのため、祖父母を対象とした「一緒に孫育て」を掲載した。 1,830部配布			引き続き、広報や母子健康手帳交付時に各種教室の周知を図る。		地域健康課									
・各種子育て教室の開催 <table><tr><td>初めての歯みがき教室</td><td>11回</td><td>61人(保護者)</td></tr><tr><td>2歳児歯科教室</td><td>10回</td><td>21人(保護者)</td></tr><tr><td>歯と口の健康づくり教室</td><td>2回</td><td>54人(参加者)</td></tr></table> ・プレママ・プレパパ料理教室 3回			初めての歯みがき教室	11回		61人(保護者)	2歳児歯科教室	10回	21人(保護者)	歯と口の健康づくり教室	2回	54人(参加者)	・引き続き、各種子育て教室を開催する。 ・プレママ・プレパパ教室食事編として、講話中心の教室にした。また、仕事をしている妊婦も参加しやすいよう午後に開催時間を変更した。	
初めての歯みがき教室	11回	61人(保護者)												
2歳児歯科教室	10回	21人(保護者)												
歯と口の健康づくり教室	2回	54人(参加者)												

大柱6 特に支援を必要とする子どもとその家庭への支援の充実

中柱1 児童虐待防止対策の充実

87	6-(1)-ア	児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応		
子育て支援関係機関の連携を図り、健康福祉センター、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において、児童虐待の発生予防と早期発見及び早期対応に努めます。支援が必要な児童生徒へのアプローチや養育等で悩む保護者に対するサポートを行います。 ・児童虐待予防に関する啓発活動を行う ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 ・未就園児等全戸訪問の実施 ・指導監査時の確認 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・相談員等を活用 ・親子支援相談の実施 等				
R2策定時担当課		こども家庭支援課、こども健康課、児童相談課、支援教育課、保育課、幼保児童施設課	対象年齢	誕生前～18歳未満、保護者
R5担当課		こども家庭支援課、地域健康課、児童相談課、支援教育課、子育て支援課、指導監査課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 全体会議 年1回 実務担当者連絡会議 年4回 サポートチーム会議 年232回 ・未就園児等全戸訪問 延286件			・引き続き、ネットワークを生かし、子ども虐待の予防、早期発見、適切な対応のため関係機関の連携を図る。 ・引き続き、安全確認できていない未就園児や児童に目が届くよう訪問等で安全確認を実施する。	こども家庭支援課
・妊婦の全数把握、こにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診等の母子保健活動の中で、要支援者の早期発見、早期支援に努め、他機関との連携を図り、問題の重症化を防いでいる。 ・産婦健診を実施している市内の医療機関と連携し産後うつや育児不安などを早期発見、早期支援することにより虐待の予防につながっている。			引き続き、母子保健活動等の中で、問題の早期発見、早期支援を行い、問題の重症化防止に努める。	地域健康課
虐待を受けている児童生徒をはじめとする要保護児童等の早期発見、早期支援のため、小中学校等関係機関から情報を収集した。また、サポートチーム会議・主任児童委員との連絡会の開催や、学校・警察署等との連絡会への参加を行い、情報の共有に努めた。			引き続き、学校等からの情報収集に努め、会議・連絡会等を通して、関係機関との連携を深めるとともに、支援のタイミングを逸しないよう十分に気を付けながら、必要な対応を速やかに実施する。	児童相談課
・要保護児童対策検討会議 実務担当者会議分科会(2か月に1回開催) ・スクールカウンセラー・相談員ブロック別研修会(年3回) ・サポートチーム会議(多数) ・長期欠席調査における要保護児童対策検討会議対象児童・生徒の状況報告(毎月) ・児童生徒を取り巻く環境チェックの実施(年1回) スクールソーシャルワーカーの活用(環境チェック対象の児童生徒すべてに対し、学校での聞きとり対応)			・要保護児童対策検討会議 実務担当者会議分科会(2か月に1回開催) ・スクールカウンセラー・相談員ブロック別研修会(年3回) ・サポートチーム会議(順次) ・長期欠席調査における要保護児童対策検討会議対象児童・生徒の状況報告(毎月) ・児童生徒を取り巻く環境チェックの実施とスクールソーシャルワーカーの活用	支援教育課

横須賀市子ども虐待防止マニュアルに基づき、保健師・児童相談所・小学校等とのサポート会議を開き、情報交換をする中で、早期対応に努めている。	日々、園児や保護者と接する中で、身体的・知的・心理的影響の根源等を早期に発見し連携機関に報告。また、保護者の悩みに寄り添うなど、虐待防止に努める。	子育て支援課
幼稚園、保育所、認定こども園等の指導監査時において、虐待防止に関する研修や児童相談所等の連携、子どもの心身状態の確認等の取り組み状況について確認した。 令和4年度指導監査実施数 幼保連携型認定こども園 19施設（19施設） 幼稚園型認定こども園 1施設（10施設） 幼稚園 2施設（21施設） 認可保育所 31施設（31施設） 小規模保育所 3施設（3施設） 家庭的保育事業所 14施設（14施設） 一時預かり事業所(単独型) 1施設（3施設） ※（ ）内は、令和4年4月1日現在の施設数	引き続き、指導監査時の確認事項とし、取り組みが不十分な場合には、指導する。	指導監査課

88	6-(1)-イ	特定妊婦等への支援		
妊娠の可能性があり、若年や経済的困窮等が理由で受診が難しい女性の支援を行います。 ・市販薬での妊娠検査 ・医療機関での妊娠判定検査の全額補助 ・支援を要する妊婦等の相談、同行受診等				
R2策定時担当課	こども健康課		対象年齢	誕生前～
R5担当課	こども家庭支援課、地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
妊娠の疑いがある特定妊婦に対して、簡易妊娠検査および妊娠判定検査の全額補助の実施 令和4年度実績 2人		引き続き、支援を要する特定妊婦への支援を行う。		こども家庭支援課
支援を要する特定妊婦に対して、各健康福祉センター保健師が相談・支援を実施した。 特定妊婦数 36件		引き続き、支援を要する特定妊婦への支援を行う。		地域健康課

89	6-(1)-ウ	妊産婦のケア体制の充実【3-(1)-エの再掲】		
母子健康手帳交付時から、若年や経済的困窮等がある妊婦を早期に発見し支援を行います。 また、産婦健康診査やこんにちは赤ちゃん訪問、乳児健康診査時にメンタルヘルスチェック等を行います。 特に出産後から4か月までの母親の孤立感を軽減する取り組みを進めます。妊産婦のメンタルヘルス相談を実施し、子育てのストレス軽減を図ります。 また、心身のケアや育児サポート等きめ細かな支援を図ります。 ・メンタルヘルス相談の実施 ・産後ケアの実施 ・利用者支援事業(母子保健型) ・母子健康手帳交付時面接及び医療機関との連携 ・支援を要する妊婦等の相談 ・授乳相談の実施 等				
R2策定時担当課		こども健康課	対象年齢	妊産婦
R5担当課		こども家庭支援課、地域健康課、健康管理支援課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
・親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談で保護者のケアを行った。 相談延べ499人 ・産後ケア事業により産後の母子の心身のケアや育児サポートを行い利用料の一部を助成した。 延べ443回（デイケア107回、ナイトケア17回、ショートステイ110回、訪問型209回）			引き続き、各種相談や産後ケア利用料の一部助成などを通して、保護者の心身のケアを行う。	こども家庭支援課
健康福祉センターでメンタルヘルスチェックの後、心理相談員による親のメンタルヘルス相談を実施した。 実績 63回 延べ56人			引き続き、妊産婦に対する支援を行い、子育てのストレス軽減を図る。	地域健康課
・妊婦健診(実施回数16回)のうち、10,000円3回分、3,500円13回分の公費負担を行った。 受診件数22,755件 ・産婦健診(実施回数2回)のうち、5,000円2回分の公費負担を行った。 受診件数3,107件			引き続き、妊産婦健診の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。	健康管理支援課

90	6-(1)-エ	こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進【3-(1)-オの再掲】		
妊娠初期から子育てに対して、切れ目のない相談体制を整えるため、生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問指導、相談等を実施します。 ・全世帯への家庭訪問の実施 等				
R2策定時担当課	こども健康課	対象年齢	誕生前～生後4か月、保護者	
R5担当課	地域健康課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師、助産師が訪問する「こんにちは 赤ちゃん訪問」を行った。 延べ4,047件		引き続き、「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、早期から各家庭に沿った相談や情報提供を行う。		地域健康課

91	6-(1)-オ	育児支援家庭訪問事業の推進【1-(3)-クの再掲】		
様々な原因で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師を派遣し、育児、家事の援助や育児に関する技術指導を行うことにより、子育ての負担の軽減や環境の改善を図ります。				
担当課	こども家庭支援課	対象年齢	誕生前～18歳未満、保護者	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
14件(新規10件/継続4件)*うち1件はキャンセル 助産師3件(延25回)・ヘルパー10件(延134回) 会議25回		適切な養育が行われるよう関係機関との会議を開催し、支援計画に基づいて短期集中的に支援を導入・評価をしていく。		こども家庭支援課

92	6-(1)-カ	子どもの人権に関する意識啓発、学習機会の充実		
出前トークや学習会等の開催を通じ、いじめや虐待の防止、命や自分自身の大切さ等について、子どもや青少年をはじめ、広く市民に向けて子どもの人権についての正しい理解の普及・啓発を行います。特にしつけのための体罰が法改正により禁止となったことを踏まえ、その周知・啓発を行い、子どもの権利擁護に努めます。 ・「子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」において啓発活動の実施 ・体罰によらない子育て等の推進についての啓発活動の実施 ・子どもの人権を考える講座の開催 等				
R2策定時担当課	こども家庭支援課、こども健康課、 幼保児童施設課、児童相談課、 人権・男女共同参画課、教育指導課、 教育研究所、生涯学習課	対象年齢	誕生前～大学生、保護者等	
R5担当課	こども家庭支援課、地域健康課、 指導監査課、児童相談課、 人権・ダイバーシティ推進課、 教育指導課、教育研究所、生涯学習課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・児童虐待防止月間に、市内商業施設の展示スペース及び庁舎内掲示スペースでのパネル展示、市内観光スポットでのライトアップ、啓発グッズを作製し職員が率先して身に着ける、展示スペース及びはぐくみかん各課、庁舎受付にて啓発グッズの市民配布を行う等により周知・啓発に努めた。 ・市内にある大学に対しデートDV防止啓発講演会を開催した。		・児童虐待防止キャンペーン期間に、市内商業施設の展示スペースと庁舎内掲示スペースを利用してパネル展示を行う。 ・啓発グッズを作製し市役所職員が身に着け周知・啓発をする。また、当課カウンターにて市民に向けて啓発グッズを配布し、啓発をする。		こども家庭支援課
妊婦や乳幼児とその保護者とのふれあい体験を通して、命の大切さや妊婦や子ども達への思いやりの気持ちを育てる機会とするため、例年は、双子、三つ子を対象としたツイنز全体会で新型コロナウイルス感染防止対策を行い保育ボランティアを受け入れた。		ツイنز全体会など保育を要するイベントが開催される場合は、保育ボランティアの受け入れ等、妊婦や乳幼児とその保護者とのふれあいの機会を提供する。		地域健康課
指導監査時において、子どもの人権に関する取り組み状況(国籍や性差、信条等の違いを認め、尊重し合えるような取り組み、障害児に対する合理的配慮等)について確認した。 令和4年度指導監査実施数 幼保連携型認定こども園 19施設 (19施設) 幼稚園型認定こども園 1施設 (10施設) 幼稚園 2施設 (21施設) 認可保育所 31施設 (31施設) 小規模保育所 3施設 (3施設) 家庭的保育事業所 14施設 (14施設) 一時預かり事業所(単独型) 1施設 (3施設) ※ ()内は、令和4年4月1日現在の施設数		引き続き、指導監査時の確認事項とし、取り組みが不十分な場合には、指導する。		指導監査課
「子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」は、新型コロナウイルス感染防止のため中止となった。		オレンジリボンたすきリレー以外の啓発活動も検討・実施する。		児童相談課
子どもの人権について正しい理解の普及を図るために、「子どもの権利条約」および「横須賀市子どもの権利を守る条例」の趣旨をやさしく解説した各種パンフレット(小学校低学年・小学校高学年・中学生用)を配布した。		子どもの人権について正しい理解の普及を図るために、「子どもの権利条約」および「横須賀市子どもの権利を守る条例」の趣旨をやさしく解説した各種パンフレット(小学校低学年・小学校高学年・中学生用)を配布する。		人権・ダイバーシティ推進課

子どもの権利条約のパンフレットを小学1・4年生、中学1年生に配布し啓発をした。また、学校の人権教育担当者研修講座や人権教育指導者養成研修講座で子どもの人権をとりあげ周知した。	子どもの権利に関するパンフレットを小学1・4年生、中学1年生に配布し啓発をする。また、学校の人権教育担当者研修講座や人権教育指導者養成研修講座で子どもの人権をとりあげ周知する。	教育指導課・教育研究所
「困難を抱える子どもたち、子どものSOS」をテーマとして、「子どもと人権」講座を7月に3回開催した。	子どもの人権を考える講座を引き続き、開催していく。	生涯学習課

中柱2 ひとり親家庭の自立支援の推進

93	6-(2)-ア	ひとり親家庭等の就業支援		
ひとり親等の自立を支援するため、ハローワーク、商工会議所と連携した就業支援を推進します。 また、キャリアコンサルタントの配置による就業・転職相談を実施するとともに、スキルアップのための講座の受講等に必要となる費用の一部を給付します。 ・ハローワーク、商工会議所と連携した就業支援(在宅就業等を含む)の推進 ・キャリアコンサルタントによる就業・転職相談の実施 ・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等の各種給付				
R2策定時担当課	こども青少年給付課	対象年齢	0歳～18歳、保護者	
R5担当課	こども給付課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・自立支援教育訓練給付金等を支給した。 自立支援教育訓練給付金:13人(介護職員初任者研修ほか) 高等職業訓練促進給付金:20人(看護師ほか) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金:0人 ・就労相談:就労相談員を配置し、就労相談を実施した。 新規の相談実人数51人、就労決定実人員23人 ・就業支援講習会等事業:横須賀商工会議所に委託し、パソコン講座を実施した。 実受講者 81人 ・在宅就業推進事業:横須賀商工会議所に委託し、在宅就業講習会等を実施した。 講習会等延参加者17人(在宅就業実績8件)		事業を引き続き行い、関係機関等とも、横のつながりを作り、自立のための就業につなげていく。		こども給付課

94	6-(2)-イ	ひとり親家庭等の子育て・生活支援		
ひとり親家庭等の孤立化を防ぐため、自立支援員による相談支援や、情報交換・仲間づくりのための交流会及び子どものしつけ・育児や健康管理等に関する講習会を実施します。 また、ひとり親等が病気等により急きょ生活支援が必要となった場合は、日常生活支援員を派遣します。 ・母子、父子自立支援員による相談及び支援 ・ひとり親家庭等の仲間づくりや生活向上の推進 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施				
R2策定時担当課		こども青少年給付課	対象年齢	0歳～18歳、保護者
R5担当課		こども給付課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・母子・父子自立支援員による相談及び支援 年間相談件数 延1,647件 ・ひとり親サポーターズひまわりへの委託により、ひとり親家庭等交流会を12回開催し、当事者間の悩みを共有、交流の促進及び情報交換を行った。 参加者 延251人 ・ひとり親サポーターズひまわり及び横須賀市母子福祉会への委託により、生活向上のための講習会を8回開催した。 参加者 延130人		ひとり親家庭の孤立を防ぐため、広報手段を研究し、引き続き事業を継続していく。		こども給付課

95	6-(2)-ウ	ひとり親家庭等の養育費確保支援		
離婚後のひとり親家庭が、養育費が享受できる社会の形成に寄与するため、養育費確保のための活動を支援します。 ・養育費確保のための法律相談の実施 ・養育費確保のための公正証書等の作成や、保証契約の締結に要する費用の助成				
R2策定時担当課	こども青少年給付課	対象年齢	0歳～20歳(「大学卒業まで」など特別の取り決めがある場合を除く)、保護者	
R5担当課	こども給付課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・養育費弁護士相談:神奈川県弁護士会等に委託し、弁護士による養育費に関する法律相談を一般相談 年15回、国際離婚相談 年3回実施した。 相談者 63人 ・養育費オンライン相談:NPO日本キャリア・コンサルタント協会に委託し、家庭裁判所の調査官の経験等を有する者による養育費に関するオンライン相談を年19回実施した。 相談者 28人 ・養育費に関する公正証書等作成促進補助金 補助金交付決定者 41人 ・養育費の保証促進補助金 補助金交付決定者 1人 ・強制執行申立て手数料に対する補助 0人		引き続き、養育費にかかる周知に努めて実施する。		こども給付課

96	6-(2)-エ	ひとり親家庭等の経済的支援		
ひとり親等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、経済的支援を実施します。 ・児童扶養手当の支給 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付				
R2策定時担当課	こども青少年給付課	対象年齢	0歳～18歳、保護者	
R5担当課	こども給付課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・児童扶養手当の支給 延 33,087件 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 母子福祉資金 貸付件数 延 31件 父子福祉資金 貸付件数 延 2件 寡婦福祉資金 貸付件数 延 2件		・令和5年度も引き続き実施する。 支給月額 44,140円～10,410円 第2子加算 10,420円～5,210円 第3子加算 6,250円～3,130円 ・他の奨学金情報も収集し、総合的な案内を行いながら、母子父子寡婦福祉資金の貸付を引き続き実施する。		こども給付課

中柱3 障害児施策の推進

97	6-(3)-ア	経過健診(フォローアップ教室)の充実		
乳幼児健康診査後、発達の経過観察を行いながら、今後の子どもの療育や子育てについて保護者とともに考える場であるフォローアップ教室の開催方法等について検討し、内容を充実します。 ・乳幼児健康診査後の経過健診の実施 ・1歳6か月健康診査後のフォローアップ教室の開催				
R2策定時担当課	こども健康課		対象年齢	3か月～3歳
R5担当課	地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・毎年度末に健康福祉センター毎に振り返りを行い、次年度に向けてフォローアップ教室の内容を検討している。また、職員のスキルアップのために、外部の研修にも参加した。 フォローアップ教室 81回 延べ400人 ・年1回の心理相談員連絡会や、療育相談センターと健康福祉センターの連絡会を通じて、各機関の役割・連携について確認し、フォローアップ教室の内容の充実につなげた。		引き続き、年度ごとの検討を重ね、また関係機関との連絡会を通じて、フォローアップ教室の内容の充実を図る。		地域健康課

98	6-(3)-イ	療育相談センターの充実		
発達の遅れや障害のある概ね18歳までの子どもを対象に、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等の地域と連携した支援を行います。診療部門では専門職による相談、評価、診療を、通園部門では、福祉型児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターにおいて子どもに応じた専門的な療育支援を行います。地域生活支援部門では、保護者支援を含めた療育に関する様々な相談に応じ、巡回相談や各種教室の開催、相談支援事業、保育所等訪問支援を行います。				
R2策定時担当課		こども家庭支援課	対象年齢	0歳～18歳未満
R5担当課		福祉施設課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
【診療部門】 ・初診 延877人、再診 延10,892人 【通園部門】 ・在籍：医療型12人、福祉型102人 延6,588人 ・保護者勉強会7回(参加人数：延181人) ・保育所等訪問支援 12件 ※保育所等訪問支援は障害児通所支援の一種であるため、療育相談センターにおける通園部門にて実績を計上しています。 【地域生活支援部門】 ・電話相談 5,997件 ・面接相談 1,360件 ・巡回相談 153件（訪問回数 幼稚園35回、保育所35回、認定こども園51回、学校30回、特別支援学校2回） ・親子教室228回、延947人 ・早期療育・療育教室318回、延1,875人			・各事業を継続し、一貫した支援体制の充実を図る。 ・園や学校のコーディネーターと連携しながら支援を行う。	福祉施設課

99	6-(3)-ウ	障害福祉サービスと地域生活支援事業の整備		
ホームヘルパー派遣やショートステイ、移動支援等の事業について、他の施策を踏まえて有効で持続可能な制度として整えていきます。 ・ホームヘルパー派遣 ・ショートステイや移動支援等のあり方の検討(障害とくらしの支援協議会内に各「あり方検討プロジェクト」を設置等) ・サービス提供者の資質向上の研修				
担当課	障害福祉課、地域福祉課	対象年齢	全年齢	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・令和4年度は、障害とくらしの支援協議会の複数の部会(こども支援部会、くらしの支援部会、移動支援部会等)で地域生活支援事業を含む支援体制整備に関する協議を行った。 ・相談支援については、協議会を活用し、相談支援専門員のネットワーク形成を推進している。 ・短期入所については、障害とくらしの支援協議会の他、短期入所連絡会を開催し、よりよい運用のための情報共有等を行った。		・障害とくらしの支援協議会で引き続き検討していく。 ・サービス提供者の資質向上を図るための研修についても障害とくらしの支援協議会と連携し開催していく。		障害福祉課 地域福祉課

100	6-(3)-エ	障害の多様化に伴う教育的ニーズに対応した支援		
障害の多様化に対応した教育支援が行えるよう、支援教育コーディネーター連絡会の充実や、相談支援チームの巡回相談部が学校を訪問し巡回相談を行います。 特別支援学校(ろう、養護学校)は、障害のある子どもの教育支援の拠点として、学校や保護者の求めに応じて様々な相談に対応します。 各学校は、保護者や関係機関と連携して就学前から就労までを見据えた個別の教育支援計画を作成し、活用することに努めます。就学前の障害児支援のため、幼稚園教諭や保育士等を対象に各種研修を実施します。 ・巡回相談の実施 ・個別の教育支援計画の作成 ・支援教育コーディネーター連絡会の開催 ・発達支援コーディネーター研修等の開催				
担当課	支援教育課、障害福祉課	対象年齢	0歳～18歳未満	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
相談支援チームや特別支援学校のセンター的機能を活用して巡回相談を実施。様々な視点からの指導・助言を行った。また、支援教育コーディネーター連絡会を開催し、市内の支援教育に関する情報の発信と、支援教育に関わる研修を行った。		・学校の要請に応じて巡回相談を実施。 ・年間7回の支援教育コーディネーター連絡会の開催。		支援教育課
幼稚園教諭や保育士、放課後児童クラブ指導員等を対象とした研修を実施した。 令和4年度実績 【発達支援コーディネーターフォローアップ研修】 3日間コース 1回実施(16人受講) 【発達支援コーディネーター連携強化ネットワーク研修(コラボ研修)】 2日間コースのうち、1日目は講義およびグループワークの実施、2日目は、学校見学を2回実施(17人受講) 【放課後児童クラブ等指導員障害児支援研修】 3日間コース 1回実施(18人受講)		下記3つの研修を行い、就学前～学齢期に移行する時期～学齢期にわたる障害児支援を充実させる。 ・発達支援コーディネーター研修 ・発達支援コーディネーターフォローアップ研修 ・発達支援コーディネーター連携強化ネットワーク研修		障害福祉課

101	6-(3)-才	障害児入所施設の確保		
障害のある児童が入所して、日常生活指導及び独立自活に必要な知識技能を養う福祉型障害児入所施設を1か所確保します。				
担当課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢	0歳～18歳未満	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
現在、市内には福祉型障害児入所施設として、県所管の「三浦しらとり園」があるが、県の今後の施設運営の動向も注視しながら、方向性について検討した。		今後のあり方については、県や「三浦しらとり園」とも調整しながら、引き続き検討する。		こども家庭支援課 児童相談課

中柱4 社会的養護体制の充実

102	6-(4)-ア	児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応【6-(1)-アの再掲】		
子育て支援関係機関の連携を図り、健康福祉センター、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において、児童虐待の発生予防と早期発見及び早期対応に努めます。支援が必要な児童生徒へのアプローチや養育等で悩む保護者に対するサポートを行います。 ・児童虐待予防に関する啓発活動を行う ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 ・未就園児等全戸訪問の実施 ・指導監査時の確認 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・相談員等を活用 ・親子支援相談の実施 等				
R2策定時担当課	こども家庭支援課、こども健康課、児童相談課、支援教育課、保育課、幼保児童施設課	対象年齢	誕生前～18歳未満、保護者	
R5担当課	こども家庭支援課、地域健康課、児童相談課、支援教育課、子育て支援課、指導監査課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 全体会議 年1回 実務担当者連絡会議 年4回 サポートチーム会議 年232回 ・未就園児等全戸訪問 延286件		・引き続き、ネットワークを生かし、子ども虐待の予防、早期発見、適切な対応のため関係機関の連携を図る。 ・引き続き、安全確認できていない未就園児や児童に目が届くよう訪問等で安全確認を実施する。		こども家庭支援課
・妊婦の全数把握、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診等の母子保健活動の中で、要支援者の早期発見、早期支援に努め、他機関との連携を図り、問題の重症化を防いでいる。 ・産婦健診を実施している市内の医療機関と連携し産後うつや育児不安などを早期発見、早期支援することにより虐待の予防につながっている。		引き続き、母子保健活動等の中で、問題の早期発見、早期支援を行い、問題の重症化防止に努める。		地域健康課
虐待を受けている児童生徒をはじめとする要保護児童等の早期発見、早期支援のため、小中学校等関係機関から情報を収集した。また、サポートチーム会議・主任児童委員との連絡会の開催や、学校・警察署等との連絡会への参加を行い、情報の共有に努めた。		引き続き、学校等からの情報収集に努め、会議・連絡会等を通して、関係機関との連携を深めるとともに、支援のタイミングを逸さないよう十分に気を付けながら、必要な対応を速やかに実施する。		児童相談課
・要保護児童対策検討会議 実務担当者会議分科会(2か月に1回開催) ・スクールカウンセラー・相談員ブロック別研修会(年3回) ・サポートチーム会議(多数) ・長期欠席調査における要保護児童対策検討会議対象児童・生徒の状況報告(毎月) ・児童生徒を取り巻く環境チェックの実施(年1回) スクールソーシャルワーカーの活用(環境チェック対象の児童生徒すべてに対し、学校での聞きとり対応)		・要保護児童対策検討会議 実務担当者会議分科会(2か月に1回開催) ・スクールカウンセラー・相談員ブロック別研修会(年3回) ・サポートチーム会議(順次) ・長期欠席調査における要保護児童対策検討会議対象児童・生徒の状況報告(毎月) ・児童生徒を取り巻く環境チェックの実施とスクールソーシャルワーカーの活用		支援教育課
横須賀市子ども虐待防止マニュアルに基づき、保健師・児童相談所・小学校等とのサポート会議を開き、情報交換をする中で、早期対応に努めている。		日々、園児や保護者と接する中で、身体的・知的・心理的影響の根源等を早期に発見し連携機関に報告。また、保護者の悩みに寄り添うなど、虐待防止に努める。		子育て支援課

幼稚園、保育所、認定こども園等の指導監査時において、虐待防止に関する研修や児童相談所等の連携、子どもの心身状態の確認等の取り組み状況について確認した。 令和4年度指導監査実施数 幼保連携型認定こども園 19施設 (19施設) 幼稚園型認定こども園 1施設 (10施設) 幼稚園 2施設 (21施設) 認可保育所 31施設 (31施設) 小規模保育所 3施設 (3施設) 家庭的保育事業所 14施設 (14施設) 一時預かり事業所(単独型) 1施設 (3施設) ※ ()内は、令和4年4月1日現在の施設数	引き続き、指導監査時の確認事項とし、取り組みが不十分な場合には、指導する。	指導監査課
---	---------------------------------------	-------

103	6-(4)-イ	家庭養護の充実		
里親制度の周知を図り、新たに登録する里親を増やすよう努めます。里親を対象とする研修を実施し、里親制度等を充実するとともに、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を促進し、家庭養護を推進します。 ・児童に対する面接や継続相談の実施 ・縁組里親の養成や養子縁組里親への委託推進 ・養育里親対象更新研修の実施 ・専門里親の新規養成 ・新規ファミリーホームの設置検討 等				
担当課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢	0歳～18歳未満	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・ファミリーホームに対して、措置費を支弁するとともに、安定運営に向けた相談や指導等を行った。 ・ファミリーホーム新規開設希望者に、現時点での制度の説明等を行った。		・引き続き、ファミリーホームに対して、必要な相談や指導を行っていく。 ・希望者には、その都度対応していく。		こども家庭支援課
・里親委託率(小規模住居型児童養育事業への委託を含む) 31.4%(令和5年3月1日現在) ・里親講座(市民対象) 全2回実施 7月1日、2月17日開催 17人参加 ・養育里親研修 11月19日開催 24人参加 ・里親フォーラムの開催(10月22日(土) 24人参加		・里親講座:年2回実施予定。 ・里親向け研修会実施予定。 ・養育里親対象更新研修実施予定。 ・専門里親を新規に養成する。 ・里親フォーラムの開催		児童相談課

104	6-(4)-ウ	児童養護施設等の充実		
心のケアや治療を必要とする子どもに専門的なケアを行うとともに、学習の習慣付けを支援し、学校や施設での不適応を予防します。 また、社会生活に関する情報提供等を通じて、施設退所後の自立に向けた支援を行います。子どものプライバシーに配慮した生活環境を充実します。 ・子どもへの専門的ケア ・施設等退所後の自立に向けた支援 ・児童養護施設学習支援事業の実施				
担当課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢	0歳～18歳未満	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
ユニット化・個室化された児童養護施設(2施設)及び乳児院(1施設)にて小規模なケア単位で入所している子どもの生活環境の充実を図った。		引き続き、子どもたちのプライバシーに配慮した生活環境の充実に努める。		こども家庭支援課
・施設退所後の就労については、施設とともに支援を実施した。 ・児童養護施設に入所している小中学生の学習支援を実施した。 講師派遣時間1335.25時間		・施設退所後等に安定した生活ができるよう、引き続き事業者との連携を図る。 ・引き続き、児童養護施設に入所している小中学生の学習を支援することを目的とした児童養護施設学習支援事業を実施し、学力の向上を目指し、学校不適応・施設不適応を防止する。		児童相談課

105	6-(4)-エ	家庭での養育支援の推進		
児童相談所に家族再統合専門チームを設置し、子どもが安心・安全に生活できるよう親子関係の調整を図ります。 ・虐待等で分離した親子の再統合について個別の分析を深める ・再構築、再統合の親子交流プランの作成、実施				
担当課	児童相談課	対象年齢	0歳～18歳未満	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
再構築・再統合の親子交流プランの作成・実施をした。		今後も再構築・再統合の親子交流プランの作成・実施をしていく。		児童相談課

106	6-(4)-オ	子どもの自立支援の推進		
施設等退所後、生活や就職についての相談等自立に向けた支援を行います。 ・青少年自立支援関係機関連絡会議の開催 ・「地域の架け橋横須賀ステーション」等の活用による子どもの自立支援 ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の実施				
担当課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢	15歳～39歳	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
青少年自立支援関係機関連絡会議 全体会議 年1回 個別検討会議 年0回		青少年自立支援関係機関連絡会議・個別検討会議を活用し、引き続き支援を行っていく。		こども家庭支援課
・市内の事業者と連携し、退所後の就労等を支援する「地域の架け橋横須賀ステーション」の参加登録団体に情報提供を行った。 ・施設退所後の就労については、施設とともに支援を実施した。 ・自立支援コーディネーターを配置した。		・引き続き、「地域の架け橋横須賀ステーション」等を活用し、子どもの自立支援を行う。 ・施設退所後等に安定した生活ができるよう、引き続き事業者との連携を図る。 ・引き続き自立支援コーディネーターを配置し、施設等退所後の支援を行う。		児童相談課

107	6-(4)-カ	社会的養護にかかわる職員の資質の向上		
社会的養護の担い手となる職員の専門性を強化するための研修を実施し、職員の資質の向上を図ります。 ・施設職員を対象とした研修会の実施				
担当課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢	0歳～18歳未満、支援者	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
5縣市合同で、オンラインによる研修会を行った。		引き続き、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市と合同で研修を計画する。		こども家庭支援課
児童養護施設にて11月に研修を実施した(後1回の研修予定は新型コロナ蔓延時であったため中止)。		年に2回の研修を開催していく。また、児童相談所の開催する各種研修への参加も促していく。		児童相談課

108	6-(4)-キ	子どもの権利擁護の推進		
施設入所時等に「子ども権利ノート」を配布し、子どもが自らの権利について学習し、理解できるよう促します。 また、施設内虐待の予防策や対応策をまとめたガイドラインに沿って適切に対応し、子どもの権利を守ります。 ・「子ども権利ノート」の配布 ・被措置児童等虐待対応ガイドラインの管理				
担当課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢	0歳～18歳未満	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
被措置児童等虐待対応ガイドラインについては、現状に合わせた内容の見直しを行った。		今年度中に現状に合わせた内容に修正する。		こども家庭支援課
権利ノートの内容をより一層わかりやすく改訂し、施設用と里親用の2種類へ変更。さらに対象年齢別に2種類作成し、児童の状況に合わせた計4種類の権利ノート作成した。		全ての施設入所児、里親委託児に最新版の「子ども権利ノート」を配付・説明を行う。		児童相談課

大柱7 子どもの貧困対策

中柱1 経済・生活の支援

109	7-(1)-ア	子育て家庭への経済的支援		
子育てにかかる経済的負担を軽減するため、各種費用の軽減、給付金の支給や医療費の助成等を行います。 ・教育・保育に関する経済的負担の軽減や実費徴収に係る補足給付 ・教育・保育施設、認可外保育所等に関する保育料の負担軽減 ・児童手当の支給 ・就学援助 等				
R2策定時担当課	幼保児童施設課、保育課、 こども青少年給付課、支援教育課		対象年齢	0歳～18 歳、保護者
R5担当課	子育て支援課、こども給付課、 支援教育課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
【実費徴収に係る補足給付の対象者実績】 対象者数 257人		引き続き、対象となる世帯への周知をしながら、適切に給付を行う。		子育て支援課
【令和4年度の無償化対象者実績】 教育・保育施設利用者 6,854人 認可外保育所等(私学助成幼稚園含む)利用者 2,686人		引き続き、幼稚園、保育所、認定こども園に通う3歳から小学校就学前までの子どもの保育料を無償化し、負担の軽減を図る。さらに、令和4年4月1日から拡大した多子軽減について、引き続き兄弟の年齢にかかわらず第2子は半額、第3子以降は無償化を継続する。		
児童手当の支給 受給者数:20,198人		月額として、①3歳未満:15,000円、②3歳以上小学校終了前:10,000円(第3子以降は15,000円)、③中学生:10,000円を支給予定		こども給付課
就学援助費認定者に対し、学用品費支給(小学校2,936名、中学校1,737名)、修学旅行費支給(小学校572名、中学校522名)、学校給食費支給(小学校2,927名、中学校1,712名)等を行った。		令和5年度も引き続き経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する。		支援教育課

110	7-(1)-イ	ひとり親家庭等の就業支援【6-(2)-アの再掲】		
ひとり親等の自立を支援するため、ハローワーク、商工会議所と連携した就業支援を推進します。 また、キャリアコンサルタントの配置による就業・転職相談を実施するとともに、スキルアップのための講座の受講等に必要となる費用の一部を給付します。 ・ハローワーク、商工会議所と連携した就業支援(在宅就業等を含む)の推進 ・キャリアコンサルタントによる就業・転職相談の実施 ・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等の各種給付				
R2策定時担当課	こども青少年給付課	対象年齢	0歳～18歳、保護者	
R5担当課	こども給付課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・自立支援教育訓練給付金等を支給した。 自立支援教育訓練給付金:13人(介護職員初任者研修ほか) 高等職業訓練促進給付金:20人(看護師ほか) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金:0人 ・就労相談:就労相談員を配置し、就労相談を実施した。 新規の相談実人数51人、就労決定実人員23人 ・就業支援講習会等事業:横須賀商工会議所に委託し、パソコン講座を実施した。 実受講者 81人 ・在宅就業推進事業:横須賀商工会議所に委託し、在宅就業講習会等を実施した。 講習会等延参加者17人(在宅就業実績8件)		事業を引き続き行い、関係機関等とも、横のつながりを作り、自立のための就業につなげていく。		こども給付課

111	7-(1)-ウ	ひとり親家庭等の子育て・生活支援【6-(2)-イの再掲】		
ひとり親家庭等の孤立化を防ぐため、自立支援員による相談支援や、情報交換・仲間づくりのための交流会及び子どものしつけ・育児や健康管理等に関する講習会を実施します。 また、ひとり親等が病気等により急きょ生活支援が必要となった場合は、日常生活支援員を派遣します。 ・母子、父子自立支援員による相談及び支援 ・ひとり親家庭等の仲間づくりや生活向上の推進 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施				
R2策定時担当課	こども青少年給付課	対象年齢	0歳～18歳、保護者	
R5担当課	こども給付課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・母子・父子自立支援員による相談及び支援 年間相談件数 延1,647件 ・ひとり親サポーターズひまわりへの委託により、ひとり親家庭等交流会を12回開催し、当事者間の悩みを共有、交流の促進及び情報交換を行った。 参加者 延251人 ・ひとり親サポーターズひまわり及び横須賀市母子福祉会への委託により、生活向上のための講習会を8回開催した。 参加者 延130人		ひとり親家庭の孤立を防ぐため、広報手段を研究し、引き続き事業を継続していく。		こども給付課

112	7-(1)-エ	ひとり親家庭等の養育費確保支援【6-(2)-ウの再掲】		
離婚後のひとり親家庭が、養育費が享受できる社会の形成に寄与するため、養育費確保のための活動を支援します。 ・養育費確保のための法律相談の実施 ・養育費確保のための公正証書等の作成や、保証契約の締結に要する費用の助成				
R2策定時担当課	こども青少年給付課	対象年齢	0歳～20歳(「大学卒業まで」など特別の取り決めがある場合を除く)、保護者	
R5担当課	こども給付課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・養育費弁護士相談:神奈川県弁護士会等に委託し、弁護士による養育費に関する法律相談を一般相談 年15回、国際離婚相談 年3回実施した。 相談者 63人 ・養育費オンライン相談:NPO日本キャリア・コンサルタント協会に委託し、家庭裁判所の調査官の経験等を有する者による養育費に関するオンライン相談を年19回実施した。 相談者 28人 ・養育費に関する公正証書等作成促進補助金 補助金交付決定者 41人 ・養育費の保証促進補助金 補助金交付決定者 1人 ・強制執行申立て手数料に対する補助 0人		引き続き、養育費にかかる周知に努めて実施する。		こども給付課

113	7-(1)-オ	ひとり親家庭等の経済的支援【6-(2)-エの再掲】		
ひとり親等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、経済的支援を実施します。 ・児童扶養手当の支給 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付				
R2策定時担当課	こども青少年給付課	対象年齢	0歳～18歳、保護者	
R5担当課	こども給付課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・児童扶養手当の支給 延 33,087件 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 母子福祉資金 貸付件数 延 31件 父子福祉資金 貸付件数 延 2件 寡婦福祉資金 貸付件数 延 2件		・令和5年度も引き続き実施する。 支給月額 44,140円～10,410円 第2子加算 10,420円～5,210円 第3子加算 6,250円～3,130円 ・他の奨学金情報も収集し、総合的な案内を行いながら、母子父子寡婦福祉資金の貸付を引き続き実施する。		こども給付課

114	7-(1)-カ	子どものライフステージに応じた支援		
市、学校、関係機関等において、妊娠・出産から子どもの自立まで、子どものライフステージに応じた支援を図ります。 ・こんにちは赤ちゃん訪問の実施 ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・相談員等の活用 ・児童養護施設等設退所後の自立に向けた支援 等				
R2策定時担当課	こども家庭支援課、こども健康課、児童相談課、支援教育課		対象年齢	0歳～18 歳未満
R5担当課	こども家庭支援課、地域健康課、児童相談課、支援教育課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の予定	課名
こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 全体会議 年1回 実務担当者連絡会議 年4回 サポートチーム会議 年232回			引き続き、ネットワークを生かし、子ども虐待の予防、早期発見、適切な対応のため関係機関の連携を図る。	こども家庭支援課
生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師、助産師が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施した。 延べ4,047件			引き続き、「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、早期から各家庭に沿った相談や情報提供を行う。	地域健康課
・市内の事業者と連携し、退所後の就労等を支援する「地域の架け橋横須賀ステーション」の参加登録団体に情報提供を行った。 ・自立支援コーディネーターを配置した。			・引き続き、「地域の架け橋横須賀ステーション」等を活用し、子どもの自立支援を行う。 ・施設退所後等に安定した生活ができるよう、引き続き事業者との連携を図る。 ・引き続き自立支援コーディネーターを配置し、施設等退所後の支援を行う。	児童相談課
・スクールカウンセラー 市内小学校12校に6名配置。年間35日・1日6時間勤務。 市立高校全日制・定時制に1名ずつ配置。年間70日・1日4時間勤務。 ・スクールソーシャルワーカー 市内小学校5校を拠点校とし、各校に1名ずつ1名当たり年間80日。各ブロックの小・中学校を担当する。 ・登校支援相談員 市内中学校23校に23人配置。週4日勤務。 ・ふれあい相談員 市内小学校46校に43人配置。週4日勤務 週1日の学校が6校			・スクールカウンセラー 市内小学校12校に6名配置。年間35日・1日6時間勤務。 市立高校全日制・定時制に1名ずつ配置。年間70日・1日4時間勤務。 ・スクールソーシャルワーカー 市立小・中・高・特別支援学校を対象に市立学校を5ブロックに分け各ブロックに1名ずつ配置する。1名当たり年間80日。 ・登校支援相談員 市内中学校23校に23人配置。週4日勤務。 ・ふれあい相談員 市内小学校46校に43人配置。週2日勤務 週1日の学校が6校。	支援教育課

中柱2 教育の支援

115	7-(2)-ア	社会的居場所づくり支援事業の充実【4-(1)-スの再掲】		
生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等のうち、学習支援を要する者、ひきこもりや不登校となっている者の、健全な学習・育成・社会参加及び自立の助長を図ります。 ・生活保護世帯の小学・中学・高校生への個別学習支援 ・生活困窮世帯の中学生への学習支援 ・生活保護世帯等の子どもと保護者に対する相談 等				
担当課		生活福祉課、生活支援課	対象年齢	小学生～高校生
			【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の予定		課名
・平成23年度から生活保護受給世帯の中学生等を対象に、NPO法人に委託して学習支援を実施した。 令和4年度実績 中学生15人・高校生8人に対し学習支援を実施 ・平成24年度から、子ども支援員を配置し、家庭訪問等を通じて家庭状況を把握したうえで、子どもの日常生活や親の生活習慣等、世帯全体の課題解決に向けた支援を行った。 令和4年度実績 家庭訪問等支援回数 560回		・引き続き、生活保護受給世帯の中学生等を対象に学習支援を実施する。こども支援員により、生活保護受給世帯で不登校の小中学生や中退高校生のいる家庭の支援を実施する。 ・令和4年度より、NPO法人に委託をし、高校生を対象にした中退防止のための学習支援、進学へ向けた学習支援、高校生の居場所づくり支援を行う。さらに、生活保護世帯の子どもが多く在籍する高校との連携を継続して行い、中途退学防止のネットワークづくりを目指す。		生活福祉課
・平成28年度から生活困窮世帯の中学3年生を対象に、NPO法人に委託して学習支援を実施した。 令和4年度実績 9地区 中学3年生90人に対し学習支援を実施		令和5年度は、引き続き、市内全域(9か所)で就学援助費が認定されている世帯の中学3年生を対象にNPO法人に委託して学習支援を実施する。		生活支援課

116	7-(2)-イ	社会的養護を必要とする子どもの自立支援の充実		
社会的養護を必要とする子どもが施設退所後等に、自立した生活が営めるよう適宜支援を行います。 ・児童養護施設学習支援事業の実施 ・「地域の架け橋横須賀ステーション」等の活用による子どもの自立支援				
担当課	児童相談課	対象年齢	0歳～18歳未満	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績		今後の予定		課名
・児童養護施設に入所している小中学生の学習支援を実施した。 講師派遣時間1335.25時間 ・市内の事業者と連携し、退所後の就労等を支援する「地域の架け橋横須賀ステーション」の参加登録団体に情報提供を行った。		・引き続き、児童養護施設に入所している小中学生の学習を支援することを目的とした児童養護施設学習支援事業を実施し、学力の向上を目指すし、学校不適応・施設不適応を防止する。 ・引き続き、「地域の架け橋横須賀ステーション」等を活用し、子どもの自立支援を行う。 ・施設退所後等に安定した生活ができるよう、引き続き事業者との連携を図る。 ・自立支援コーディネーターを配置する。		児童相談課